

府中市国土強靱化地域計画

令和3年10月

府 中 市

目次

第1部 国土強靱化の理念

第1章 計画策定の趣旨と位置付け	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 府中市における国土強靱化の意義	4
(1) 事前の取組による被害の縮小	4
(2) 施策（事業）のスムーズな進捗	4
(3) 地域の持続的な成長	4
第2章 国土強靱化の基本的な考え方	5
1 府中市の地域特性	5
(1) 位置及び地勢	5
(2) 人口	6
(3) 交通	6
(4) その他施設等	9
2 基本目標	11
3 事前に備えるべき目標	11
4 国土強靱化を進める上での留意事項	12
(1) 国土強靱化の取組姿勢	12
(2) 適切な施策の組合せ	12
(3) 効率的な施策の推進	12
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	12
第3章 計画の推進	14
1 計画の推進体制	14
2 計画の見直し	14

第2部 脆弱性評価・国土強靱化関連施策

第1章 脆弱性評価	16
1 脆弱性評価とは	16
2 評価の前提となる事項	16
(1) 想定するリスク	16
(2) 施策分野の設定	18
(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	18
3 脆弱性評価結果	18
第2章 国土強靱化関連施策の推進方針	20
1 直接死を最大限防ぐ	20

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する	27
3	必要不可欠な行政機能は確保する	37
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	39
5	経済活動を機能不全に陥らせない	42
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	46
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	49
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	52
資料		
	リスクシナリオ別脆弱性評価結果	56
1	直接死を最大限防ぐ	56
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する	62
3	必要不可欠な行政機能は確保する	72
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	74
5	経済活動を機能不全に陥らせない	77
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	81
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	84
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	87

第 1 部 国土強靱化の理念

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

東日本大震災は、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなりました。その中で、従来の防災・減災対策に加えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により、大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が「国土強靱化」です。

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が、災害などに遭っても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものです。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）を施行するとともに、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を進めるための枠組みを整備してきました。また、平成30年12月には、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

基本法では、市町村は、国土強靱化の施策に関する基本的な計画を定めることができると規定され、基本計画では、国は国土強靱化に向けた取組を地方公共団体や民間と連携して総合的に推進することとされています。これを受けて、東京都も平成28年1月に「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」といいます。）を策定しています。

府中市では、これまで「府中市地域防災計画」などに基づき、防災・減災対策を推進してきました。今後はこの対策をより一層推進するとともに、府中市の国土強靱化に向けて、基本法第13条に基づき、令和3年度を計画始期とする「府中市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

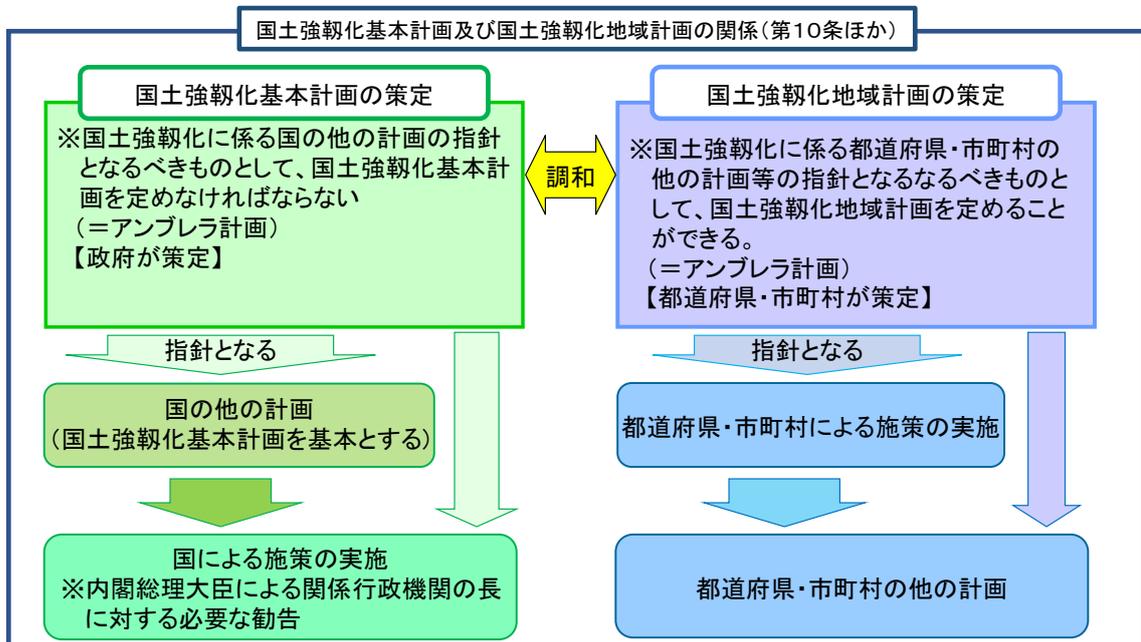
2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国が策定した基本計画との調和を保つものとします。

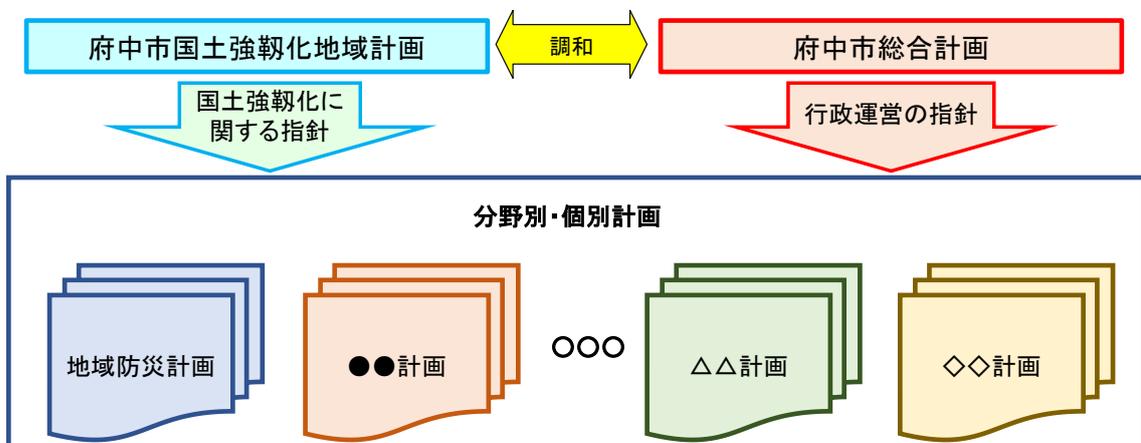
また、府中市を包含する東京都全域に係る計画である都地域計画との調和を保つものとします。

その上で、本計画は、府中市総合計画との調和を図りながら、強靱化の観点から府中市における様々な分野の計画の指針となるものです。

[参考] 国土強靱化に関する計画の体系



[参考] 他の計画との関係



3 府中市における国土強靱化の意義

府中市における国土強靱化の意義は次のとおりです。

(1) 事前の取組による被害の縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、国土強靱化の取組の主たる目標であるとともに、最大の効果となります。

発災前（＝平時）に取り組む施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする本計画を策定し、本計画に基づく取組を発災前に実践して地域が強靱化されれば、大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさ自体を小さくできます。また、被害を小さくできれば、より迅速な災害復旧・復興にもつながります。

(2) 施策（事業）のスムーズな進捗

国や都の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策（事業）のスムーズな進捗が期待できます。

(3) 地域の持続的な成長

府中市における国土強靱化は、大規模自然災害等の被害の軽減のみならず、被災後における地域の様々な変化に対し、対応力の増進をもたらすと同時に、住民や民間事業者の安心・安全感を高め、地域の持続的な成長につながります。さらに、本計画及びそれに基づく取組を広く周知することで、府中市が内外から適正に評価されることにもつながります。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

1 府中市の地域特性

強靱化を適切に進めるに当たり、府中市の持つ地理的・社会的特性を踏まえた上で、種々の施策を講じることが重要です。

(1) 位置及び地勢

府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約22キロメートルの距離にあります。東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接しています。市の南端を流れる多摩川から、北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から、北へ約2.5キロメートルにわたって立川段丘が広がっています。市内で最も高い土地は、武蔵台3丁目の海拔82メートルです。

地質は、10万年以上前の基盤層の上に、古多摩川や多摩川の侵食・氾濫により形成された礫層^{れきそう}からなる段丘面が形成されています。その上に、関東ローム層と呼ばれる、宅地などに良好な支持力を持つ地層が堆積しています。多摩川沿いの低地は、宅地化により盛土等の造成が進んでおり、このような地域は軟弱な地盤となっています。

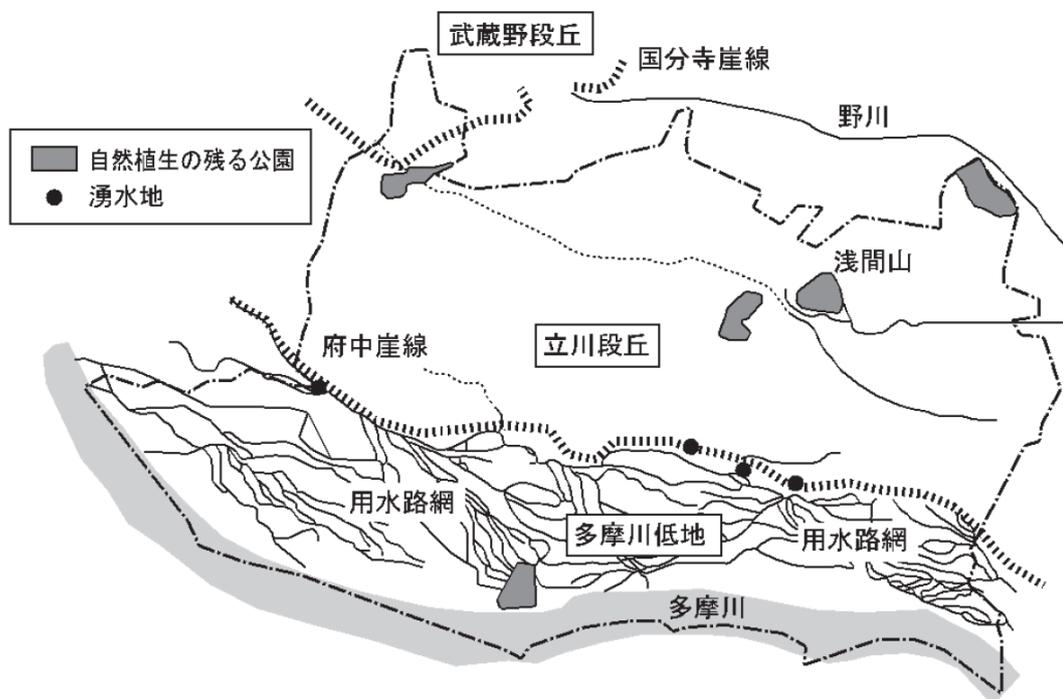


図 府中市の地形(出典:府中市地域防災計画)

(2) 人口

① 人口

府中市の人口（住民基本台帳）は、令和3年4月1日時点で260,508人です。

平成27年度に策定した、「府中市人口ビジョン」によると、2020年頃に26.3万人超でピークを迎え、以後は減少に転じると推計されており、現時点においては、推計とおおむね同様の推移となっています。その後、2040年には25.3万人、2060年には22.2万人と、40年間で4万人以上の人口減少が想定されています。

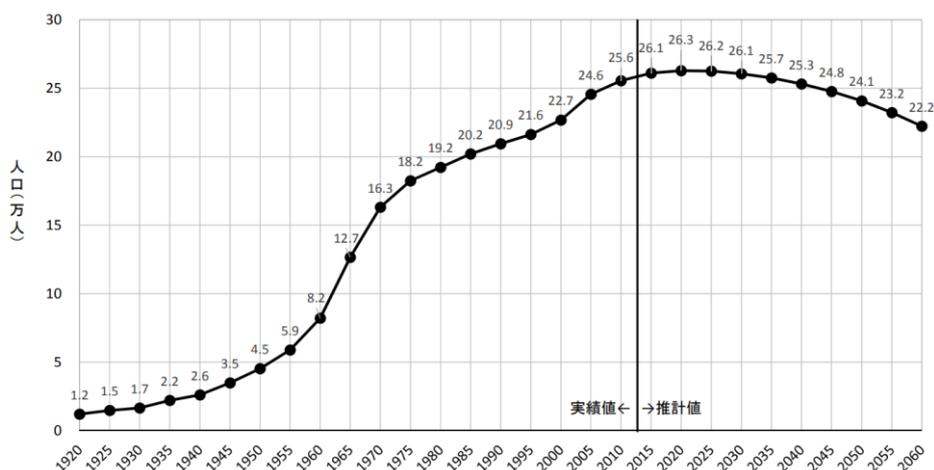


図 総人口の推移(出典:府中市人口ビジョン)

② 昼夜間人口

大手企業の工場や府中駅近辺の商業施設、大東京総合卸売センター（市場）、府中インテリジェントパーク、東京競馬場、多摩川競艇場などの就業施設が多く、平成27年の国勢調査によると、市外からの流入人口は64,445人であり、近隣市と比較すると多い状況です。また、東京都区部や郊外拠点への交通の利便性から、通勤・通学による市外への流出人口が80,151人となっています。

また、昼間人口が245,693人に対して夜間人口が260,274人と、昼間と夜間の人口の差は少ないため、昼間と夜間で防災計画上の想定人数を大きく変える必要はなく、地域防災計画では、住民基本台帳を基本とした人口に対しての防災対策を講じています。

(3) 交通

① 道路

平成28年度末時点において府中市が管理する市道は、道路延長が約432キロメートル、道路面積が約267万平方メートルです。このうち、道路延長の約63パーセント及び道路面積の約37パーセントが、昭和40年度までに整備されたものとなっています。

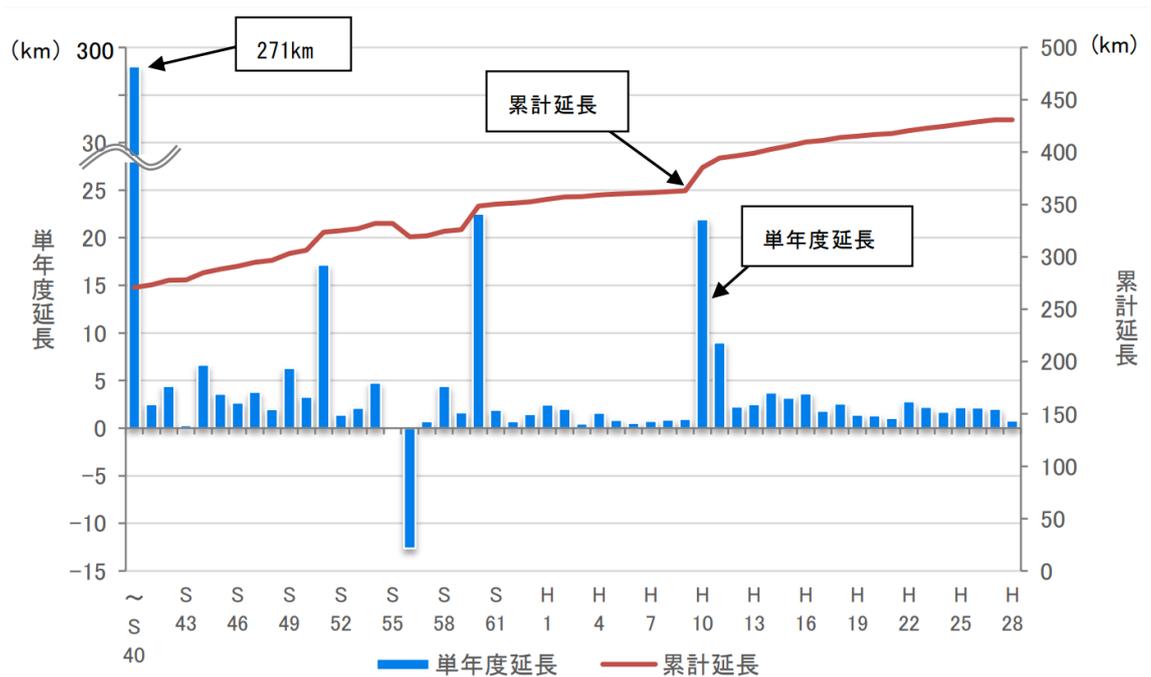


図 市道の認定状況(延長) (出典:府中市インフラマネジメント白書)

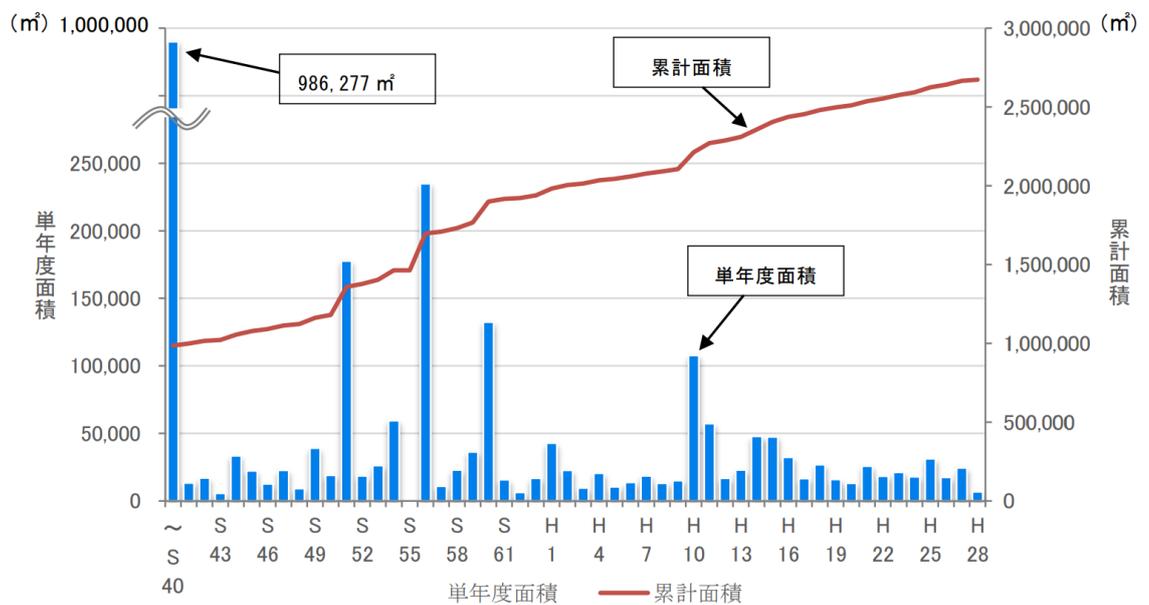


図 市道の認定状況(面積) (出典:府中市インフラマネジメント白書)

② 橋りょう

平成28年度末時点において府中市が管理する橋りょうは、道路橋が21橋、歩道橋が15橋の合計36橋です。なお、橋りょうの数は、昭和35年度から昭和44年度にかけて急増したのに対し、橋りょうの管理延長は、昭和47年度から昭和54年度にかけて増加しています。これは、建設技術の向上等により、昭和45年度以前に整備された橋りょうに比べ、1橋当たりの規模が大きくなったことによるものです。

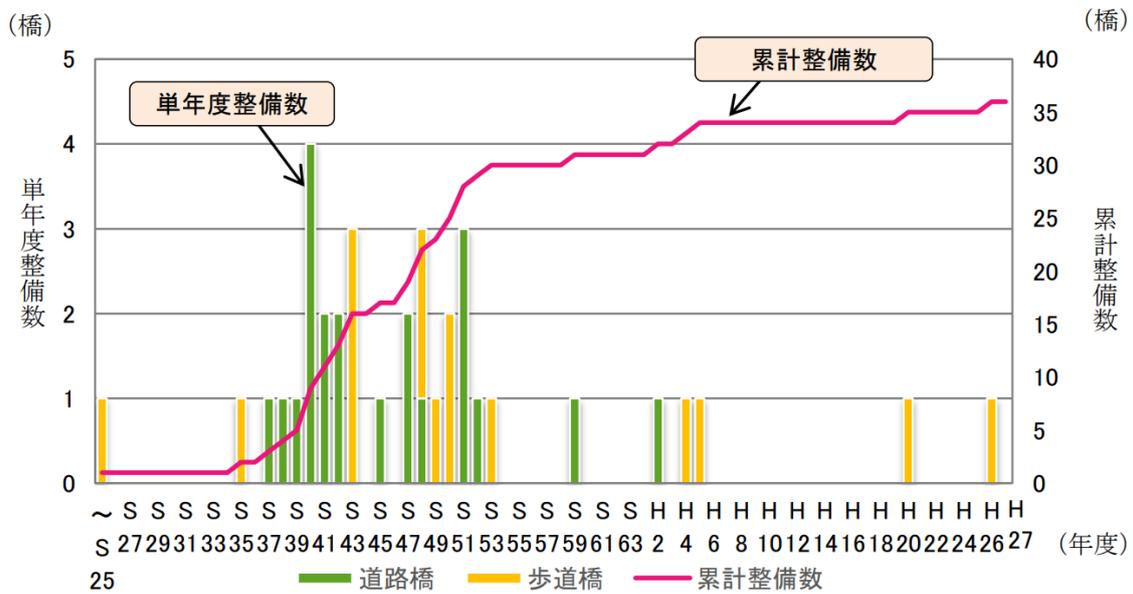


図 橋りょうの建設年度分布 (出典:府中市インフラマネジメント白書)

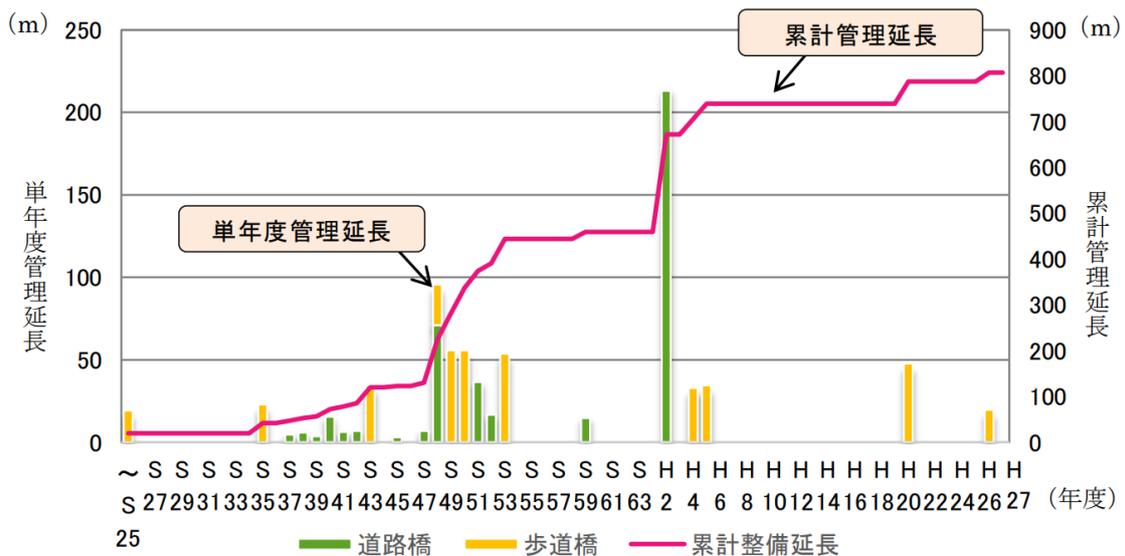


図 橋りょうの管理延長の推移 (出典:府中市インフラマネジメント白書)

③ 鉄道

J R南武線、J R武蔵野線、京王電鉄京王線と競馬場線、西武鉄道多摩川線が市内を通り、東京の区部と郊外拠点 (京王線、南武線)、神奈川・立川方面 (南武線)、埼玉・千葉方面 (武蔵野線) が鉄道各線で結ばれています。

市内には京王線を始め鉄道駅が多く、駅数は14に上ります。その中で最も乗車人員が多いのは分倍河原駅で、1日の乗車人員は、平成30年度の東京都統計年鑑によると、J R南武線では都内10駅中、立川駅に次ぐ2番目、京王線では36駅中、新宿駅、調布駅に次いで3番目となっています。

(4) その他施設等

① 建物

令和2年度分固定資産の価格等の概要調書によると、市内の建物総数は約56,300棟で、うち木造建物が約40,800棟(約72.5パーセント)を占めています。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で約5,700棟(10.1パーセント)、鉄筋コンクリート造(約5,200棟、9.2パーセント)、鉄骨造(約3,600棟、6.3パーセント)となっています。また、木造建物のうち、約39,000棟が住宅となっています。

② 公共施設

平成27年度末時点における府中市の公共施設の総延床面積は、約64万平方メートルです。このうち、小中学校や給食センターなどの学校教育系施設が約43パーセントと、最も多くの割合を占めています。

築年度別では、老朽化対策に一定の費用が必要となる築30年以上の建物が、約33万平方メートルあり、全施設の約52パーセントの割合を占めています。この割合は、今後急激に増加し、10年後には約78パーセント、20年後には約84パーセントを占めると想定されます。このことから、今後、建物の安全性の確保、大規模改修、建て替え等に多額の費用がかかることが見込まれています。

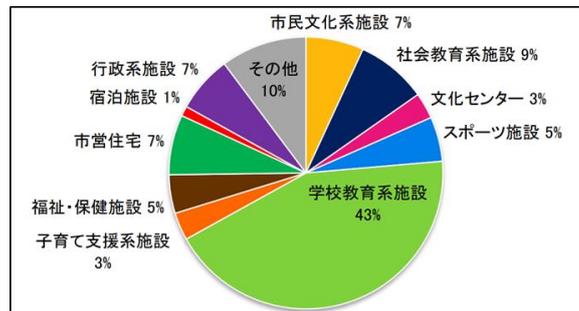


図 公共施設の延床面積内訳(出典:府中市公共施設等総合管理計画)

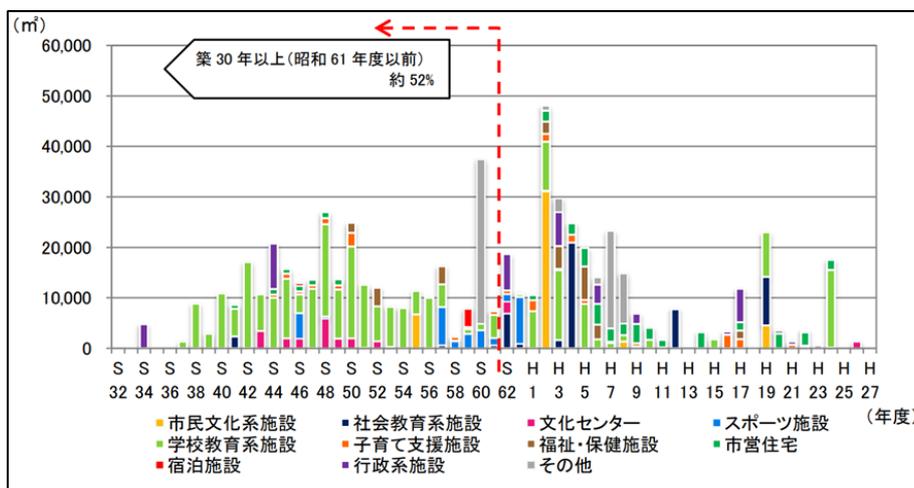


図 公共施設の整備状況(出典:府中市公共施設等総合管理計画)

③ 下水道

平成26年度時点における府中市の下水道管路整備延長は、約752キロメートルです。

布設時期のピークは昭和50年代で、普及率100パーセントを達成した昭和59年度以降の布設管路延長は減少傾向にあります。

下水道管路は、一般的に、布設後30年を経過すると、道路陥没等の事故や機能停止の危険性があるとされています。平成26年度末時点において、府中市の下水道管路のうち、約75パーセントがこれに該当しており、計画的な老朽化対策を実施する必要があります。

そのため、この課題に対する基本的な方針や施策の方向性について取りまとめた「府中市下水道マスタープラン2020」を、令和2年4月に策定しています。

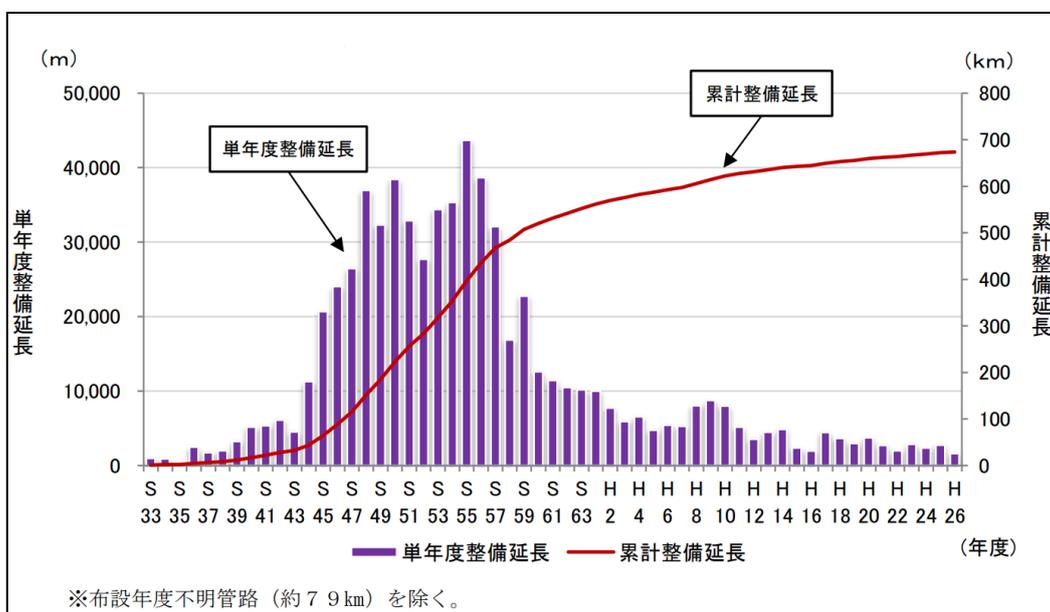


図 下水道管路の布設年度別整備状況(出典:府中市公共施設等総合管理計画)

2 基本目標

府中市では、国土や経済、地域社会が災害などに遭っても、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指し、地域特性やリスク等を踏まえ、次の4つの基本目標を設定しました。

- 1 人命の保護が最大限図られる。
- 2 府中市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る。
- 4 迅速な復旧復興を図る。

3 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備えるべき目標として次の8つを設定しました。

- 1 直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない。
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

4 国土強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、府中市の国土強靱化を進める上での留意事項を次のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 激甚化する風水害、切迫する巨大地震に対し、国や都との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進する。
- ② 府中市の強靱性を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視点を持って計画的な取組を推進する。

(2) 適切な施策の組合せ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進するとともに、これに応じた職員の体制を早急に整備する。
- ② 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、市と市民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取組を実施する。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえ、財政運営に配慮した上で、施策の重点化を図り、効率的で効果的な取組を推進する。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、府中市の国土強靱化を推進するための指針であり、各施策の進捗管理については、府中市総合計画及び府中市の国土強靱化に関連する各計画において実施します。

2 計画の見直し

府中市では、新たに発生する大規模自然災害や問題点等に対して適時対応施策を検討するため、計画期間や計画の見直し時期の設定は行わないものとします。基本計画や都計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

第2部 脆弱性評価・国土強靱化関連施策

第1章 脆弱性評価

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、府中市の特性を踏まえた上で、リスクを回避するための施策について、分析・整理するために行います。

なお、この評価は、国の国土強靱化地域計画策定ガイドラインに沿って、事前に備えるべき目標と、起きてはならない最悪の事態を設定した上で行います。

2 評価の前提となる事項

(1) 想定するリスク

府中市で想定すべき自然災害には、地震、風水害、土砂災害、火山災害（富士山の噴火降灰）等があります。

① 地震

東京都防災会議では、平成24年4月に、客観的なデータや最新の科学的知見に基づいた被害想定の見直しを行い、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しています。この中で、府中市の最大震度は、「多摩直下地震」及び「立川断層帯地震」の際に「震度6強」と想定されています。これに伴い、死者、負傷者などの人的被害や、建物やライフラインなどの物的被害の想定も大きくなっています。

想定する地震	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者 (重傷者)
多摩直下地震	1,052棟	4,732棟	72人	1,568人 (143人)
立川断層帯地震	1,559棟	4,748棟	136人	1,894人 (210人)

※死者、重傷者については最大のものを抜粋

表 多摩直下地震及び立川断層帯地震の被害想定

(出典:首都直下地震等による東京の被害想定)

② 風水害

a. 外水氾濫

国土交通省は平成28年5月に、想定される最大規模の降雨により多摩川が氾濫した場合の浸水想定区域図を公表しています。また、同年9月には、洪水による堤防の決壊などにより、木造家屋の倒壊や流失を引き起こすおそれや、河岸の浸食により土地が削られてしまうおそれがある範囲を示した家屋倒壊等氾濫想定区域図を公表しています。

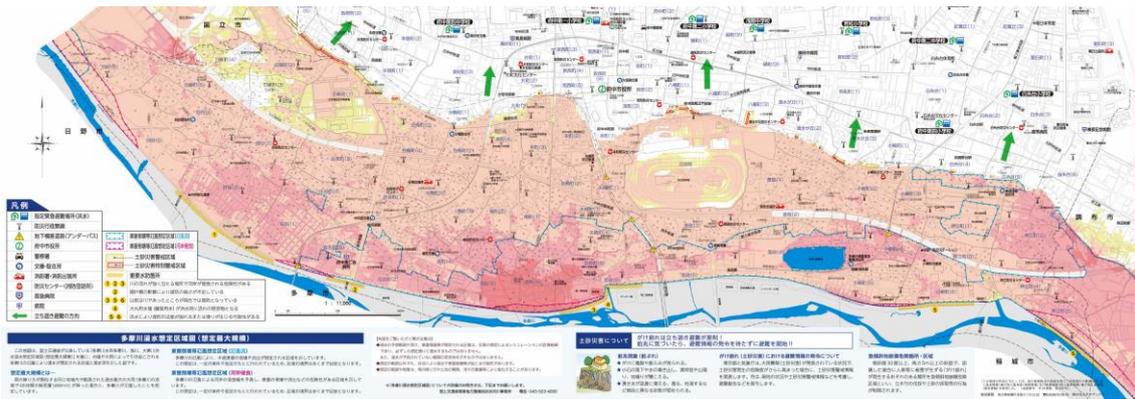


図 府中市水害ハザードマップ

b. 内水氾濫

東京都は、想定される最大規模の降雨による浸水想定として、令和元年6月に「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定）（作成者：東京都都市型水害対策連絡会）」、令和2年3月に「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（改定）（作成者：東京都下水道局流域下水道本部）」を公表しています。

③ 土砂災害

東京都は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の前段として、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等についての基礎調査を実施しました。その中で、市内に土砂災害警戒区域が24か所、土砂災害特別警戒区域が15か所指定されました。

④ 火山災害（富士山噴火による降灰）

東京都地域防災計画（火山編）第4部「富士山噴火降灰対策」及び都地域計画に準じた想定とします。

		内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度	
	継 続 期 間	16日間	
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期	
被害の原因	降灰		
被害の範囲	都内全域		
被害の程度	八王子市及び町田市の一部 10cm程度 その他の地域 2～10cm程度 (具体的な範囲は別図のとおり)		
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響	
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害	

表 噴火の規模及び被害の概要（出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正））

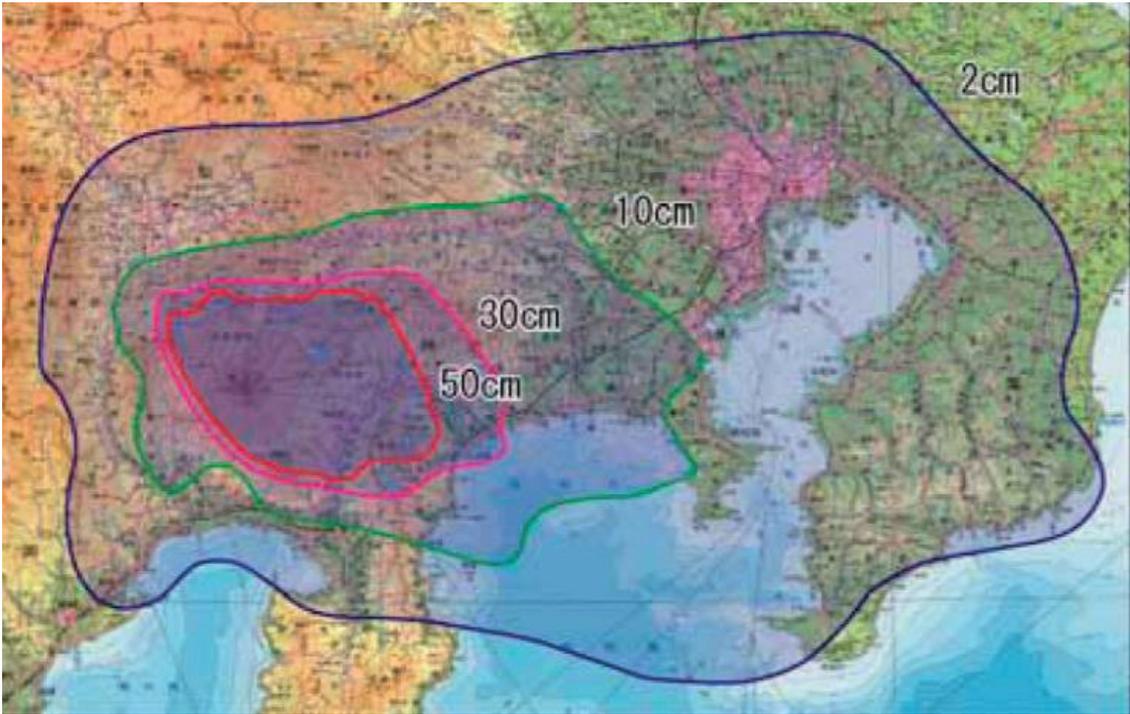


図 富士山噴火による降灰予想図(出典:東京都地域防災計画)

⑤ 複合災害

地震、風水害に加え、感染症も連続的に生起する複合災害を想定します。

(2) 施策分野の設定

評価を行う施策分野は、府中市総合計画の基本目標に掲げる4分野及び行財政運営分野としました。

(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第1部において設定した4つの基本目標及び8つの推進目標（11ページ）の達成を妨げる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を32設定しました（19ページを参照）。

なお、設定に当たっては、基本計画及び都地域計画で設定した項目に基づきながら、府中市の地域特性から該当しない項目は除外しました。

3 脆弱性評価結果

評価結果は、資料の「リスクシナリオ別脆弱性評価結果」のとおりです。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4)	火山噴火により脆弱性が高まる事態、土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による治安の悪化、社会の混乱
		3-2)	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4)	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3)	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4)	農地等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

第2章 国土強靱化関連施策の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに施策を検討・整理し、施策推進方針を策定しました。

※ 各施策の記載事項について

- ・（ ）内には、当該施策の取組主体（市、都、国などの区分）を記載
- ・【再掲⇒○-○】内には、当該施策が他のリスクシナリオにも掲載されている場合に掲載先のリスクシナリオを記載

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
建築物等の耐震化及び老朽化対策 ○ 緊急物資輸送のための幹線道路である緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、学校、文化・環境・スポーツ施設、病院、社会福祉施設、複合施設、ホテル等の不特定多数が利用する建築物や、市が管理する防災上重要な公共建築物の耐震化及び老朽化対策を促進します。（市）
建築物等の老朽化対策(マンション) ○ 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」等に基づき、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進します。（市、都）
建築物等の老朽化対策(空き家等) ○ 管理が不十分な空き家等の対策については、「府中市空家等対策計画」に基づき、長期間の放置や荒廃した空き家化を防止するための啓発、相談体制の整備、関係機関との連携の構築等を行うことにより、所有者等による適正管理の促進及び利活用を促進します。（市、都）
多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷対策 ○ 不特定多数が利用する建築物について、大規模地震での倒壊により多数の人的被害が想定されるため、耐震化を促進します。（市） ○ 鉄道施設について、災害発生時の事故防止対策として、可動式ホーム柵などの設置を促進し、利用者の安全性を向上させます。（市、鉄道事業者）
高齢者の生活支援(高齢者自立支援住宅改修給付事業) ○ 高齢者が在宅で安心して生活が続けられるように、バリアフリーを目的とした住宅改修の工事費に対して助成を行います。住環境の改善を推進することで、避難路の確保につなげます。（市）

<p>障害者の地域生活支援(障害者等日常生活用具費等給付事業)</p> <p>○ 障害者が在宅で安心して生活が続けられるように、バリアフリーを目的とした住宅改修の工事費等に対して助成を行います。住環境の改善を推進することで、避難路の確保につなげます。(市)</p>
<p>福祉的環境の整備の推進</p> <p>○ 府中市福祉のまちづくり条例第23条の規定に基づき、高齢者、障害者等の利用に配慮した施設整備を行う建築主等に対し、府中市福祉環境整備事業助成金を交付します。(市)</p>
<p>学校施設の老朽化対策・維持管理</p> <p>○ 令和元年度に策定した「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」に基づき、学校施設の改築事業を計画的に進めます。(市)</p>
<p>学校施設の防災機能強化</p> <p>○ 学校施設の外壁の剥離・落下対策や、ブロック塀の改修等を計画的に進めます。(市)</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進</p> <p>○ 分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画及び府中市都市・地域交通戦略に基づき、駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備を推進します。(市、鉄道事業者)</p>
<p>避難路の通行確保対策</p> <p>○ 市街地において、倒木のおそれのある街路樹への対策、無電柱化、避難路沿道のブロック塀等倒壊防止の対策を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進します。(市)</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策の実施</p> <p>○ 救出救助活動に必要なスペースや人員の不足に備えて、活動拠点及び避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策を行います。(市、都、国)</p>
<p>公園等の防災機能強化</p> <p>○ 避難場所や救出救助のための活動拠点等となる都市公園等に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化します。(市、都、国)</p>
<p>避難所・避難路サインの整備</p> <p>○ 災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、避難所・避難路サインの整備及び維持管理を行います。(市)</p>

<p>家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化</p> <p>○ 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進めます。まず、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により、室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進します。また、消防団における人員・装備の確保、訓練の強化等を進めるとともに、応急手当の普及促進を図ります。さらに、自主防災組織等の充実強化、学校等における防災教育など、地域全体の協力体制を推進します。（市、都、消防関連機関）</p>
<p>住民の防災意識の高揚</p> <p>○ 自治会・町会や自主防災組織の防災訓練を通して、住民の防災意識の高揚を図ります。（市、都）</p>

<p>1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、2-4)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)】</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、7-1)】</p>
<p>家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化 【再掲⇒1-1)、4-3)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災予防・被害軽減対策)</p> <p>○ 震災時の火災予防及び被害軽減のため、延焼遮断等に有効な幹線道路の整備を行うなど、様々な施策を講じることにより、燃えない・燃え広がらないまちづくりを推進します。（市、都、国）</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備</p> <p>○ 安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進します。（市）</p>

<p>通電火災の防止、啓発</p> <p>○ 地震後の通電火災を防止するため、引き続き家具の転倒・落下・移動防止対策を進めるとともに、避難時におけるブレーカーの遮断、再通電時における電気機器の確認等の啓発を図ります。（市）</p>
<p>装備資器材の充実等による災害対応能力の向上</p> <p>○ 様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資器材及び活動部隊を充実させるとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力の向上を図ります。（市、都、国）</p>
<p>初期消火力の向上</p> <p>○ 初期消火器具等の設置とそれに伴う防災訓練の実施など、地域における初期消火力の向上を図ります。（市）</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災延焼の拡大防止対策)</p> <p>○ 大規模火災の延焼拡大を迅速に阻止するため、緊急自動車が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止又は抑制するような体制を構築します。（市、都）</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化)</p> <p>○ 消防機関は、震災時における大規模火災への対応力強化のための体制及び消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を推進します。また、都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、国、都、市等が連携して、受入態勢の充実強化を図ります。（都、国）</p>

<p>1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、7-1)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保</p> <p>○ 浸水想定区域等に所在する事業所に対して、水防法に基づく避難確保・浸水防止計画の作成、従業員への計画周知等を図ります。（市）</p> <p>○ 避難確保計画に基づき、避難を着実に実施できる態勢を整えるとともに、水害が予測される場合に保育施設を休園する判断基準を設けます。（市）</p>

<p>指定管理施設「特別養護老人ホームよつや苑」の浸水対策・避難確保</p> <p>○ 指定管理者定期モニタリングの際に、よつや苑で行われた避難訓練の結果や避難確保計画等を確認し、見直しに必要な助言を行います。（市）</p>
<p>府中市水害ハザードマップの普及促進</p> <p>○ 府中市水害ハザードマップを普及促進し、浸水想定区域等の防災情報の周知に引き続き努めていきます。（市）</p>
<p>タイムラインの作成・充実・改善</p> <p>○ 多摩川流域を対象に、台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）を作成します。また、作成後も適宜見直し、改善を進めます。（市、都、国）</p>
<p>逃げ遅れ防止対策</p> <p>○ 地域における防災リーダーの確保・育成により、要配慮者等の逃げ遅れ防止を図ります。（市）</p>
<p>避難に役立つ情報の充実</p> <p>○ 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信、浸水想定区域図の作成、公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図ります。（都、国）</p>
<p>広域的避難の枠組み整備</p> <p>○ 大規模災害時に住民を広域的に避難させる枠組みについて、都や他の市区町村、鉄道事業者等の関係機関と連携・協力しながら、検討を進めます。都外への避難が必要な場合は、都や近隣市とともに検討を進めます。（市、都）</p>
<p>河川堤防等の整備の推進</p> <p>○ 多摩川の大地震に対する安全性等の向上を図るため、既設堤防の地盤改良等の耐震対策や、緩傾斜型堤防の整備を推進します。（国）</p>
<p>自然との共生及び環境との調和</p> <p>○ 河川整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう、河川管理者である国に要望していきます。（市、国）</p>
<p>防災気象情報の提供</p> <p>○ 関係機関や市民がより適時に的確な防災行動・対策がとれるよう、防災気象情報を確実に提供します。（国）</p> <p>○ 市民に防災気象情報を確実に提供できるよう、情報発信方法の多様化を図るとともに、情報の受け取り方を市民へ周知します。（市）</p>

1-4) 火山噴火により脆弱性が高まる事態、土砂災害等による死傷者の発生
避難路の通行確保対策 【再掲⇒1-1)、7-1)】
ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-3)】
公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-3)】
避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、7-1)】
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】
防災気象情報の提供 【再掲⇒1-3)、2-2)】
富士山の噴火による降灰への対策 ○ 富士山噴火に伴う降灰による影響を軽減するための対策を講じるとともに、国や都との情報連絡体制を強化します。(市、都、国)
地滑りや土石流等、土砂災害対策 ○ 都が指定する土砂災害特別警戒区域内における建築に当たっては、適切に対応されるよう指導をします。(市) ○ 市が所有する公園緑地、学校、道路等において、傾斜が急なために通常の用途に供することができない土地(崖地)の安全対策を推進します。(市)
土砂災害等における道路寸断対策 ○ 火山噴火や土砂災害等により、道路が寸断され、迅速な避難等ができなくなる事態を防ぐため、線形改良や代替路の確保など、防災性の高い道路整備を推進します。(市、都)
道路斜面等の安全対策の推進(維持管理体制の確保) ○ 道路斜面や盛土等の要対策箇所について、安全確保を着実に行うため、計画的な維持管理を図ります。(市、都)
道路斜面等の安全対策の推進(緊急性の高い箇所の安全対策) ○ 道路斜面において、崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を行い、緊急性の高い箇所から順次安全対策を推進します。(市、都)
土砂災害対策の充実・強化(警戒避難体制の構築) ○ 土砂災害(特別)警戒区域内の住民に対して、土砂災害防止法に基づき都が実施した基礎調査結果や、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、危険箇所の周知や警戒避難体制を構築します。(市、都、国)

観測・監視の強化や予測精度の向上等

- 土砂災害による人的被害の防止に向け、迅速かつ適切・的確な住民の避難行動につながるよう、監視体制の強化を行うとともに、住民への確実な防災情報の伝達手段の構築を図ります。（市、都）

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する

<p>2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p>学校施設の老朽化対策・維持管理 【再掲⇒1-1)、2-7)】</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>道路機能の維持管理</p> <p>○ 道路機能を適切に維持するため、舗装、橋りょう(ペDESTリアンデッキを含む。)、街路樹等の道路付属物の予防保全型管理の推進に加え、ICTを活用するなど維持管理を高度化させます。(市、都、国)</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等)</p> <p>○ 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋りょうの補修・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化します。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築します。(市、都、国、高速道路事業者)</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(避難路等)</p> <p>○ 地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路は、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路の確保などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図ります。(市、都)</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築</p> <p>○ 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援・緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築します。(市、都、国、高速道路事業者)</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進</p> <p>○ 災害時においては、必要な資器材等の確保に時間を要するなど、応急・復旧対策の迅速化が課題となることから、幹線道路における陸橋等の高架下を活用して、資器材置場の整備を推進します。(市、都)</p>

<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消)</p> <p>○ 道路の未整備により区間が途中で途切れているミッシングリンクや、幅員が十分でない緊急輸送道路などがあることにより、災害時に救助・救援活動が遅れる等の懸念があることから、道路ネットワークの形成を進めます。(市、都)</p>
<p>連続立体交差事業の推進</p> <p>○ 踏切が閉まることで、緊急活動・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化する連続立体交差事業を推進します。(市、都、協定事業者)</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策)</p> <p>○ 停電や冠水、沿線・沿道の建物崩壊などによって、信号機の作動に支障が生じるおそれがあるため、特に交通量の多い幹線道路から優先順位を付けた上で、信号機用非常用電源設備を整備します。さらに、信号機の信号柱内に信号制御機を密閉する制御機内蔵型信号柱の整備を検討します。(都)</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供)</p> <p>○ 信号機の全面停止等により、重大な交通事故や交通渋滞が発生し避難に支障が出るおそれがあるため、道路情報などの有用な情報提供が可能となる具体的な仕組みの構築等を図ります。(国)</p>
<p>協定事業者との連携の強化</p> <p>○ 災害時において迅速かつ円滑な物資調達を図るため、災害時の食料等の調達に係る協定事業者と、訓練の実施などを通して連携を強化します。(市、都、協定事業者)</p>
<p>多様な輸送手段の活用</p> <p>○ 緊急物資等の円滑な輸送のため、災害時におけるトラック、鉄道等複数輸送手段の活用について、物流事業者等の多様な関係者と検討します。(市、都、国)</p>
<p>災害時の物資輸送体制の整備</p> <p>○ 地震や豪雨などの災害時に、支援物資の緊急輸送を円滑に受けることができるよう、集配送拠点の整備、集配送システムの構築及び関係機関の役割の明確化を図ります。(市、都、物流事業者)</p>
<p>迅速な応急給水体制の構築</p> <p>○ 災害時における地域住民の給水体制を構築するため、専用給水栓の設置など、給水拠点の整備を進めるとともに、路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材の配備を推進します。(市、都)</p> <p>○ 早期に断水地域を特定し必要な給水体制を確立するため、関係機関及び市民との情報収集・伝達や連携の強化を図ります。(市、都)</p>

<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化</p> <p>○ 鉄道、道路、臨時のヘリポートなど、大規模災害時における重要な輸送手段を確保するとともに、ネットワークの強化を推進します。（市、都、国）</p>
<p>的確な情報による物資供給ルートの確保等</p> <p>○ 交通障害等の情報の収集・伝達体制を確立し、応急復旧や迂回ルートの案内など、物資供給ルートを早期確保します。（市、都、国）</p>
<p>ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化</p> <p>○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進します。また、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。（市）</p>
<p>再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大</p> <p>○ 太陽光発電などの再生可能及び自立分散型エネルギーについて、国や都などの関係機関との連携を図りながら、導入を拡大していきます。（市、都、国、エネルギー事業者）</p>
<p>自助・共助・公助による備蓄物資の確保</p> <p>○ 備蓄食料の早期枯渇という東日本大震災の教訓を踏まえた、備蓄に関する整備計画の検討、関係機関との協定締結など、公的備蓄物資の確保を継続します。また、市民一人一人の自助力を強化するため、各家庭での1週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等の備蓄の必要性について、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。（市、都）</p>
<p>避難所における生活必需品等の備蓄</p> <p>○ 避難所となる市立小中学校において、府中市学校施設・長寿命化改修計画等に合わせた環境整備や、備蓄倉庫の拡張や装備の充実等を行います。また、民間が持つ倉庫や物流在庫の活用等、効率的かつ新たな備蓄倉庫の確保を検討します。（市、都）</p>
<p>応急対策用の燃料確保</p> <p>○ 災害拠点病院及び緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料を確保します。（都）</p>
<p>石油燃料等供給の確保</p> <p>○ 大規模自然災害時における石油燃料等の安定的な供給のために、都や民間団体など関係機関による防災対策に関する協力体制を構築します。（市、都）</p>
<p>無電柱化の推進</p> <p>○ 避難場所と緊急輸送道路を結ぶ路線など、防災上重要な市道において、無電柱化を推進します。（市）</p>

<p>災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時応援協定を締結した民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。（市）
--

<p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
<p>避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、7-1)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>タイムラインの作成・充実・改善 【再掲⇒1-3)】</p>
<p>逃げ遅れ防止対策 【再掲⇒1-3)、4-3)】</p>
<p>避難に役立つ情報の充実 【再掲⇒1-3)】</p>
<p>広域的避難の枠組み整備 【再掲⇒1-3)】</p>
<p>河川堤防等の整備の推進 【再掲⇒1-3)、6-5)、7-4)】</p>
<p>防災気象情報の提供 【再掲⇒1-3)、1-4)】</p>
<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>自助・共助・公助による備蓄物資の確保 【再掲⇒2-1)、5-4)、6-2)】</p>
<p>避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-7)、5-4)、6-2)】</p>
<p>ヘリコプターによる対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物倒壊などによって道路が使用できなくなった場合の対応として、道路の影響を受けないヘリコプターによる対策を充実させます。（都） ○ ヘリコプターの着陸候補地を選定します。（市）

<p>2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-2)、7-1)】</p>
<p>初期消火力の向上 【再掲⇒1-2)、7-1)】</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化) 【再掲⇒1-2)、7-1)】</p>
<p>無電柱化の推進 【再掲⇒2-1)、6-4)】</p>
<p>緊急通行車両の円滑な通行</p> <p>○ 震災時に災害応急対策を迅速に展開するため、緊急自動車及び緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止又は抑制する体制を構築します。(都、国)</p>
<p>要配慮者対策の推進</p> <p>○ 災害時に支援が必要となる高齢者や障害者などの要配慮者に対する共助の支援体制を整備するため、個別の避難支援計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び提供を通じて、地域防災力の向上に努めます。また、安否確認や避難誘導などについて、関係機関との連携を図ります。さらに、難病患者等人工呼吸器使用者については、災害時の停電に備え、在宅における電力の確保対策を検討します。(市)</p>
<p>装備・資器材等の充実強化、人材育成等の推進等</p> <p>○ 自衛隊、警察、消防など救出救助機関の体制、装備及び資器材を充実させ、災害対応力の向上を図ります。また、多様な災害に対応できる人材育成を推進するとともに、各機関からの応援部隊の迅速な受入態勢を整備します。(市、都、国、医療関連機関・団体)</p>
<p>災害応急対策の標準化の推進と実効性の向上</p> <p>○ 災害対応に当たる機関によって態勢や資器材が異なることから、災害応急対策の標準化を図るとともに、情報共有の方法を検討します。</p> <p>また、府中市は台地、低地、崖線など様々な地形が混在しているため、個々の災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に各種関係機関との合同訓練を実施し、災害応急対策の実効性を高めます。(市、都)</p>

<p>応急活動拠点の整備(視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示)</p> <p>○ 建物の屋上等に、視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示を整備することで、他道府県の応援航空部隊等が、飛行位置や活動対象施設を容易に把握できるようにします。(市、都)</p>
<p>応急活動拠点の整備(ハード対策、ソフト対策の充実強化)</p> <p>○ 応急活動の拠点や避難場所となる都市公園等のオープンスペースの更なる確保や、実災害を想定した各種訓練による災害対策マニュアルの見直しなど、ハード面、ソフト面からの様々な対策を行います。(市、都、国)</p>
<p>応急活動拠点の整備(受入態勢の充実強化)</p> <p>○ 都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都各局をはじめ、国、近隣市等と連携して、受入態勢を充実・強化します。(市、都、国)</p>

<p>2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)】</p>
<p>総合的な帰宅困難者対策の推進</p> <p>○ 帰宅困難者自身の安全を確保しつつ、発災後に優先すべき救助・救護・消火活動・緊急輸送等を円滑に行うため、一時滞在施設の確保など、帰宅困難者対策を推進します。(市、都、国)</p> <p>○ 災害時において、鉄道等の交通機関の停止に伴い多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、帰宅困難者の保護に努めます。(市、鉄道事業者)</p>
<p>事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等</p> <p>○ 全ての帰宅困難者を一時滞在施設へ避難させることは困難であることから、事業者による一斉帰宅を抑制するための計画作成を促進するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図ります。(市、都、国)</p>
<p>災害時帰宅支援ステーション等の充実等</p> <p>○ 安全確保後の帰宅支援として、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等、水道水やトイレ、道路に関する情報などを提供する「災害時帰宅支援ステーション」等の充実を図ります。また、要配慮者のための特別搬送について、国、都、近隣自治体、交通事業者等と連携した体制づくりを行います。(市、都、医療関連機関・団体)</p>

<p>情報通信インフラの整備</p> <p>○ 観光拠点や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進します。(市)</p>
<p>観光客に対する広報・啓発</p> <p>○ 観光マップなどに、災害時に有用となる情報を掲載し、継続的な広報を実施します。(市)</p>
<p>観光客に対する平時における情報伝達体制の強化</p> <p>○ 府中市観光情報センターや府中市郷土の森観光物産館等において、災害時に観光客へ必要な情報を適切に発信できるよう、平時から、地域観光情報など情報発信機能の充実を図ります。また、情報発信施設の機能強化に向けて、国などの関係機関と連携して取り組みます。(市、国)</p>
<p>観光客に対する災害時における情報伝達体制の強化</p> <p>○ 観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入態勢を整備します。(市)</p>
<p>観光客・来訪者に対する輸送手段の確保</p> <p>○ 国や都、近隣自治体と連携し、代替輸送手段による帰宅支援の仕組みを整理するなど、観光客・来訪者の輸送手段の確保について検討を進めます。(市、都、国)</p>

<p>2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻ひ</p>
<p>道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、6-4)、7-1)、7-2)】</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)】</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>連続立体交差事業の推進 【再掲⇒2-1)、5-3)、6-4)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>

<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】</p>
<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 【再掲⇒2-1)、5-2)】</p>
<p>再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大 【再掲⇒2-1)、5-2)、6-1)】</p>
<p>応急対策用の燃料確保 【再掲⇒2-1)】</p>
<p>災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>緊急通行車両の円滑な通行 【再掲⇒2-3)】</p>
<p>要配慮者対策の推進 【再掲⇒2-3)、4-3)】</p>
<p>医療施設におけるヘリコプターの緊急離発着場の確保</p> <p>○ 医療施設における緊急離発着場の確保及び医療機関と連携した運用を進めます。さらには緊急車両、航空機等の輸送手段を有する関係機関と連携し、負傷者や医療従事者を円滑に輸送できる体制を整えます。(都、国)</p>
<p>医療機関における多様な通信・情報手段の確保</p> <p>○ 災害時には通信網の機能低下により、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関等に多様な通信・情報提供手段を確保して、医療救護活動に関する情報連絡網を維持します。(市、都)</p>
<p>燃料タンクの整備や緊急給油訓練等の推進</p> <p>○ 緊急医療救護所や行政施設などにおいて、自家発電装置の稼働時間の長期化に伴う燃料タンクの整備や緊急給油訓練等を推進します。(市、都、医療関連機関・団体)</p>
<p>地域医療体制の整備</p> <p>○ 緊急医療救護所や避難所において、発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築します。(市、都)</p>

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】
地域医療体制の整備 【再掲⇒2-5)】
災害時の感染防止 ○ 防災拠点の環境や運用方法を確認し、三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための工夫を検討します。（市）
避難所開設・運営方法の確立 ○ 避難者の健康状態の確認、基本的な感染症対策、濃厚接触者等の専用スペース及び動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施します。（市）
避難所における過密状態の防止対策の実施 ○ 感染症まん延時に避難所が過密状態になることを防ぐため、指定避難所以外に利用可能な公共施設を整理するとともに、ホテルや旅館等の活用に向けた協定締結を行います。（市）
避難所における衛生管理 ○ 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、飲料水の安全確保、室内環境の調査、助言及び指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行います。（市、都）
防災拠点・避難所等における感染症対策物資の備蓄 ○ 防災拠点や避難所等での利用を想定し、マスク、個人防護具（PPE）、消毒液、体温計、薬品等の備蓄を行います。（市）
予防接種の実施 ○ 平時から感染症の発生やまん延を防止するため、各種予防接種を促進します。（市）
動物に対する適正飼養の啓発 ○ 健康面やしつけを含めた、平時からの動物の適正な飼養について、普及啓発活動を実施します。（市）
火葬体制の確保 ○ 大規模災害時に、市が平時に使用している火葬場の火葬機能を確保するための体制を構築しておきます。（市）

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
高齢者の生活支援(高齢者自立支援住宅改修給付事業) 【再掲⇒1-1)】
障害者の地域生活支援(障害者等日常生活用具費等給付事業) 【再掲⇒1-1)】
福祉的環境の整備の推進 【再掲⇒1-1)】
学校施設の老朽化対策・維持管理 【再掲⇒1-1)、2-1)】
学校施設の防災機能強化 【再掲⇒1-1)】
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、4-2)、4-3)、7-1)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-2)、5-4)、6-2)】
避難所における衛生管理 【再掲⇒2-6)】
福祉避難所の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障害者など、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所を確保するため、公共施設や福祉施設等との協定の締結に努めます。(市) ○ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設が新設された際に、運営事業者と福祉避難所に関する協定を締結します。(市)
在宅避難や縁故避難の考え方の啓発等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所での密集や集団生活を回避するため、災害種別によっては「在宅避難」の推奨とその準備についての普及啓発を行っていきます。また、安全な親戚・知人宅への「縁故避難」の考え方も併せて啓発を行います。(市)
避難所における電源対策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期間の停電が発生した際、指定避難所の生活環境や情報収集手段を維持できるよう、指定避難所の電源対策に取り組みます。(市)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による治安の悪化、社会の混乱
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
公共の安全等の秩序維持体制の整備 ○ 警察、交通安全・防犯関連団体との連携の強化を図ります。(市)
警察機能の維持(警察災害派遣隊の受入態勢の整備) ○ 警察災害派遣隊の受入れに向けて、活動拠点の確保や運営方法の検討を進めます。(都)
警察機能の維持(指揮機能の維持) ○ 警察の本部庁舎の機能が停止した場合にも、指揮機能を維持するための施設整備等を進めます。(都)
総合指揮所の改修や代替施設の整備 ○ 被災により警察施設の機能低下が生じるおそれに対し、総合指揮所の改修や代替施設の整備を図ります。(都)
交通の安全と円滑化 ○ 震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を講じます。また、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、緊急通行車両等の事前届出を進めます。(市、都)

3-2) 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
燃料タンクの整備や緊急給油訓練等の推進 【再掲⇒2-5)】
防災上重要な公共建築物の耐震化 ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化を推進します。(市)

<p>新庁舎建設の推進</p> <p>○ 新庁舎では、大規模地震の発生時においても庁舎機能を確保できるよう、十分な耐震性を備える免震構造を採用することとしています。また、機能面においても、災害対策の拠点となる災害対策本部関連諸室の集約等を行います。（市）</p>
<p>行政機関のBCP(業務継続計画)の適切な運用</p> <p>○ BCPを策定し、継続的な改善を行います。（市）</p>
<p>受援応援体制の構築</p> <p>○ 受援応援計画及びマニュアルの作成・見直しを進めます。また、他自治体との協定締結、合同の防災訓練を行い、社会情勢の変化や、新たな災害による教訓・課題に対応します。（市、都）</p>
<p>代替庁舎の確保</p> <p>○ 庁舎の代替となる施設を確保するとともに、災害対策本部機能の移転訓練を実施し、災害対応力の強化を図ります。（市）</p>
<p>災害対応の長期化に備えた職員へのストレスケア、勤務管理の整備</p> <p>○ 災害時の職員の長時間勤務やストレスを軽減するよう、健康管理や勤務管理のルールを作成するなど、職員に対する必要な配慮をまとめます。また、ルールに基づく具体的な勤務管理の方法を検討・検証します。（市）</p>
<p>り災証明書発行システムを活用した発行訓練の実施</p> <p>○ 大規模災害発生時に、市民の生活再建支援業務を迅速かつ適切に実施するため、被災者情報を一元的に管理するり災証明書発行システムを構築しています。災害時にり災証明書を適切に発行できるよう、職員の訓練を実施します。（市）</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻ひ・機能停止
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 ○ 電源途絶時の情報通信システムの機能確保に向けて、重要な行政情報確保のための遠隔地バックアップなどの対策を検討するとともに、BCPにおける通信通信対策の見直しを図ります。(市)
防災関係機関の情報通信手段の多様化等 ○ 公立施設を始め防災関係機関の拠点となる施設において、多様な情報通信手段の整備や停電時の非常用電源の確保などを進めます。(市、都、国)
電気通信設備の災害対応力の強化(技術基準の見直し及び適合性の確認) ○ 国では、電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況(通信途絶、停電等)を踏まえ、適宜見直しを実施しています。各通信事業者は、当該基準への適合性について、定期的に自己確認を実施します。(国、通信事業者)
電気通信設備の災害対応力の強化(設備投資) ○ 被災者の通信手段の復旧に差が出ることがないように、各通信事業者は、電気通信設備を設置する建物の耐震化、自家用発電機等の配備、携帯電話基地局の無停電対策及び移動・可搬型基地局の整備等の対策について、足並みをそろえて推進します。(国、通信事業者)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-3)、7-1)】
情報通信インフラの整備 【再掲⇒2-4)】
情報発信手段の多様化 ○ 市民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、Twitter等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)など、情報発信手段の多様化を図ります。(市)

<p>自主防災組織の育成強化</p> <p>○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる組織化を促進します。また、災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うため、平常時からの活動の活性化を促進します。なお、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進します。（市）</p>
<p>施設のバックアップ機能の強化等</p> <p>○ 災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、放送設備のある施設のバックアップ機能の強化、自家発電用燃料の確保等を行います。（市、放送事業者）</p>

<p>4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化 【再掲⇒1-1)、1-2)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、7-1)】</p>
<p>逃げ遅れ防止対策 【再掲⇒1-3)、2-2)】</p>
<p>要配慮者対策の推進 【再掲⇒2-3)、2-5)】</p>
<p>観光客に対する広報・啓発 【再掲⇒2-4)】</p>
<p>観光客に対する平時における情報伝達体制の強化 【再掲⇒2-4)】</p>
<p>観光客に対する災害時における情報伝達体制の強化 【再掲⇒2-4)】</p>
<p>避難所における電源対策 【再掲⇒2-7)】</p>
<p>情報発信手段の多様化 【再掲⇒4-2)】</p>
<p>公共施設の情報提供体制の強化</p> <p>○ 公共空間、公立施設等に無料公衆無線LANなどを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるよう、体制を強化します。（市、都）</p>

ITS(高度道路交通システム)の活用による情報提供の充実

- 運転者等に有用な道路交通情報を提供するため、ITSの活用に取り組みます。
(都)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ○ 緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。 (市)
中小企業のBCP策定促進(事業継続力の強化) ○ 商品が消費者に届くまでの一連の流れであるサプライチェーンを担う中小企業に対し、BCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化します。(市、都、国)

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)】
再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-1)】
石油燃料等供給の確保 【再掲⇒2-1)、6-1)】

5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、6-4)、7-1)、7-2)】
道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
連続立体交差事業の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-4)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-4)、6-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】

<p>災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>路面の凍結防止対策</p> <p>○ 凍結防止剤の散布等により、坂道等の路面凍結による事故を防止します。(市)</p>

<p>5-4) 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-1)】</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】</p>
<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、6-4)】</p>
<p>協定事業者との連携の強化 【再掲⇒2-1)】</p>
<p>多様な輸送手段の活用 【再掲⇒2-1)、6-4)】</p>
<p>災害時の物資輸送体制の整備 【再掲⇒2-1)】</p>
<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】</p>

的確な情報による物資供給ルートの確保等 【再掲⇒2-1)、6-4)、7-2)】
自助・共助・公助による備蓄物資の確保 【再掲⇒2-1)、2-2)、6-2)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-7)、6-2)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
<p>中小企業のBCPの策定促進(生活必需品の供給)</p> <p>○ 災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業が停止すると、局地的に生活必需品等の供給が不足する等のおそれがあるため、サプライチェーンを担う中小企業のBCPの策定を促進します。(市、都、国)</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-2)】
石油燃料等供給の確保 【再掲⇒2-1)、5-2)】

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
自助・共助・公助による備蓄物資の確保 【再掲⇒2-1)、2-2)、5-4)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-7)、5-4)】
給水車の配備
○ 水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を配備します。(市)
生活水の確保
○ 上水道が寸断された場合に備え、井戸を所有している住民等に協力を要請した上で井戸マップ等を作成し、生活水の確保を図ります。(市)
給水機能の維持(給水所の耐震化)
○ 既存の給水所について、液状化の危険度が高い場所等から優先的に耐震化に取り組みます。また、耐震化に当たっては、工事期間中の給水ができないため、隣接する給水所の同時施工を避ける等、周辺環境に配慮します。 また、給水所の新設及び拡充により、配水区域を適正な規模に再編し、断水等の影響が広範囲に及ばないようにします。(都)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
下水道機能の維持(管きよ等における施設の耐震化及び老朽化対策)
○ 震災時にも機能を維持すべき施設を優先的に、管きよの耐震化や老朽化対策を計画的に進めます。(市)

<p>下水道機能の維持(ポンプ施設の耐水化)</p> <p>○ 汚水中継ポンプ場において、施設の電源及び排水機能を維持するため、開口部や出入口の水密化などを実施します。(市)</p>
<p>下水道機能の維持(ポンプ施設の電源確保)</p> <p>○ 大規模停電や計画停電等により電力が不足した場合において、汚水中継ポンプ場の送水機能を維持するため、非常用発電設備の適切な維持管理を実施します。(市)</p>
<p>下水道機能の維持(ソフト対策の充実)</p> <p>○ 下水道施設の被災による社会的影響を最小限にとどめ、速やかな復旧を可能にするため、下水道業務に係るBCP策定などのソフト対策の充実を図ります。(市)</p>

<p>6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p>多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷対策 【再掲⇒1-1)、7-2)】</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、5-3)、7-1)、7-2)】</p>
<p>道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、7-1)、7-2)】</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-1)】</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>連続立体交差事業の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>

<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)】</p>
<p>多様な輸送手段の活用 【再掲⇒2-1)、5-4)】</p>
<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>的確な情報による物資供給ルート確保等 【再掲⇒2-1)、5-4)、7-2)】</p>
<p>無電柱化の推進 【再掲⇒2-1)、2-3)】</p>
<p>災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

河川堤防等の整備の推進 【再掲⇒1-3)、2-2)、7-4)】

防災インフラの迅速な復旧に向けた取組

- 大規模災害時において、河川堤防などの防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築や、地域の建設業者等の防災・減災の担い手確保に努めます。また、都が開催する迅速な災害復旧のための研修や講習会へ参加します。(市)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、5-3)、6-4)、7-2)】
避難路の通行確保対策 【再掲⇒1-1)、1-4)】
避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)】
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)】
出火・延焼の抑制(火災予防・被害軽減対策) 【再掲⇒1-2)】
狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-2)、2-3)】
通電火災の防止、啓発 【再掲⇒1-2)】
装備資器材の充実等による災害対応能力の向上 【再掲⇒1-2)】
初期消火力の向上 【再掲⇒1-2)、2-3)】
出火・延焼の抑制(火災延焼の拡大防止対策) 【再掲⇒1-2)】
出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化) 【再掲⇒1-2)、2-3)】
道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻ひ
建築物等の老朽化対策(空き家等) 【再掲⇒1-1)】
多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷対策 【再掲⇒1-1)、6-4)】
分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、5-3)、6-4)、7-1)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
的確な情報による物資供給ルートの確保等 【再掲⇒2-1)、5-4)、6-4)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒3-1)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
路面下空洞対策の推進
○ 緊急輸送道路、重要物流道路(物流上の重要な道路輸送網として国が指定した道路)や幹線道路を中心に、道路パトロールを実施します。また、道路の陥没を防止するため、水道管等ライフラインの施設管理者と情報を共有しながら、路面下空洞調査を実施します。調査にて確認された空洞については、順次対策を実施し、道路の安全確保に努めます。(市)

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の流出対策等の促進

- 水害等による化学物質の流出等を防ぐため、各事業所が、都の化学物質適正管理指針に基づき浸水や流出防止等の対策を講じるよう、都と連携して促進します。(市、都)

化学物質取扱事業者に対する適正管理の啓発や周知等

- 化学物質等の公共用水域への流出、地中への浸透又は大気中への放出を防止するため、化学物質取扱事業者に対し、都条例で定められている使用量等の報告や管理方法書の提出の徹底を図ります。また、適正管理の啓発や周知等について、都と連携して実施します。(市、都)

危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

- 給油取扱所などの危険物施設内で発生する、大規模かつ特殊な災害に備え、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携及び防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資器材の整備を進めます。(市)

建築物のアスベスト対策の促進

- 吹付アスベスト等が使用されているおそれがある建築物について、アスベスト対策を促進します。(市)

7-4) 農地等の荒廃による被害の拡大

河川堤防等の整備の推進 【再掲⇒1-3)、2-2)、6-5)】

農地の保全と農業経営支援

- 農地を保全するための各種施策の活用や、持続的な農業の維持発展を後押しする取組を進めます。(市、都、国、農業者)

農業用水道の保全管理

- 農業用水を安定的に供給するために、農業用水道の老朽化対策及び計画的な設備の更新を図ります。(市)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

府中市災害廃棄物処理マニュアルの策定

- 災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地の選定を行います。また、府中市災害廃棄物処理マニュアルを策定し、災害廃棄物の迅速な処理につなげます。
(市)

震災廃棄物の処理体制の強化

- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速で適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築し、処理体制の強化を図ります。(市)

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

災害・復興ボランティアの受入態勢の確立

- 災害時において、ボランティア活動を必要とする情報の集約やボランティア活動に必要な物資の調達を行います。また、災害ボランティアセンターの設置及び運営について、府中市社会福祉協議会と連携し、受入態勢を整えます。(市、府中市社会福祉協議会)

災害ボランティアコーディネーターの育成

- 災害時に、ボランティア活動を支援する専門スタッフである、災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、研修や講座等を行い育成していきます。
(市、都、府中市社会福祉協議会)

災害時の応援体制の整備(応急復旧支援)

- 災害発生時におけるインフラ施設等の被災状況の把握や、危険の排除等の応急対策について、総合防災訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高めます。(市)

迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等(重機類の調達)

- 発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、重機類の調達を進めます。(市、都、国)

市内の文化財及び博物館・美術館の貴重な収蔵資料の保存状況の把握と施設の災害対策等の整備

- 市内の文化財を始め、博物館及び美術館における貴重な収蔵資料等の保存状況を把握し、保存場所における耐震対策及び防災設備の整備を進めます。（市）

8-3) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

住宅対策(応急仮設住宅の整備)

- 大規模災害時における応急仮設住宅の建設候補地について、事前に選定しておくことで、入居までの期間を短縮し、避難所生活の長期化を防止します。（市、都）

住宅対策(既存ストックの修繕)

- 府中市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の予防保全的な維持管理を行います。具体的には、当該計画に基づく修繕及び改築を行い、入居者が安心して居住できる環境を維持します。また、被災時には、被災部分の修繕を早期に行い、一刻も早く入居者の居住の安定を図ります。（市）

震災復興マニュアルの策定等の推進

- 震災復興マニュアルの策定等を通じて、震災後の迅速な復興に向けた被災後の体制整備や取組について、都や警察、消防と連携して推進します。（市、都）

迅速な都市復興への取組の強化

- 地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や、復興作業を想定した訓練の実施等、迅速な都市復興への取組を強化します。（市）

地籍調査の実施

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査や地図整備等について国及び都と連携を図ります。（市、都、国）

資料

リスクシナリオ別脆弱性評価結果

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）回避への対応力について、施策の進捗状況などを踏まえ、現状の脆弱性を分析・評価を実施しました。評価結果については、以下のとおりです。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

建築物等の耐震化及び老朽化対策

- 緊急輸送道路沿道建築物、住宅、学校、文化・環境・スポーツ施設、病院、社会福祉施設、複合施設、ホテル等の不特定多数が利用する建築物、防災上重要な公共建築物の耐震化及び老朽化対策の促進を図る必要があります。

建築物等の老朽化対策(マンション)

- マンション等を適正に管理し、老朽化を防止する必要性について周知を図ることが必要となります。

建築物等の老朽化対策(空き家等)

- 適正な管理ができていない空き家については、様々な事情により所有者等が管理責任を全うできない場合も考えられます。そのため、所有者等の責任を前提にしながらも、実情に応じた対策を実施することが必要となります。

多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷対策

- 大規模地震が発生した場合、不特定多数が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、当該建築物の耐震化の促進を図る必要があります。
- 利用者が非常に多く、発災時における避難判断が非常に重要である鉄道施設では、転落防止に有効な可動式ホーム柵の設置など、利用者の安全対策の推進を図る必要があります。

高齢者の生活支援(高齢者自立支援住宅改修給付事業)

- 高齢者の在宅における自立を、住環境改善の観点から支援する必要があります。住環境を改善することで、避難路を確保する必要があります。

<p>障害者の地域生活支援(障害者等日常生活用具費等給付事業)</p> <p>○ 障害者の在宅における自立を、住環境改善の観点から支援する必要があります。</p>
<p>福祉的環境の整備の推進</p> <p>○ 災害時の安全な避難のため、不特定多数が利用する施設のバリアフリー化を進める必要があります。</p>
<p>学校施設の老朽化対策・維持管理</p> <p>○ 校舎や体育館等において、経年劣化等により改修が必要となっているため、老朽化対策を図る必要があります。</p>
<p>学校施設の防災機能強化</p> <p>○ 多くの校舎及び体育館等において老朽化が進み、外壁等の対策を要する建物が増えています。今後、迅速かつ適切な対応が必要となります。</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進</p> <p>○ 分倍河原駅周辺には木造を含む老朽化した建築物が密集しており、また、駅施設や南武線を跨ぐ跨線橋も老朽化が進んでいることから、駅周辺の整備を進める必要があります。</p>
<p>避難路の通行確保対策</p> <p>○ 市街地における倒木のおそれのある街路樹の対策、無電柱化、避難路沿道のブロック塀等倒壊防止の対策を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要があります。</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施</p> <p>○ 救出救助活動等の不足が懸念されるため、活動拠点及び避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策を図る必要があります。</p>
<p>公園等の防災機能強化</p> <p>○ 避難場所や救出救助のための活動拠点等となる都市公園に、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく必要があります。</p>
<p>避難所・避難路サインの整備</p> <p>○ 指定避難所及び避難場所、避難路等の状況等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要があります。</p>
<p>家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化</p> <p>○ 地域一丸となった災害対応体制を構築するには、自助、共助を促す取組が重要であることから、各家庭内における避難路の確保や出火防止対策、消防団や自主防災組織等の充実・強化を図る必要があります。</p>

<p>住民の防災意識の高揚</p> <p>○ 自治会・町会や自主防災組織の防災訓練を通して、住民の防災意識の高揚を図る必要があります。</p>
--

<p>1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、2-4)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)】</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、7-1)】</p>
<p>家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化 【再掲⇒1-1)、4-3)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災予防・被害軽減対策)</p> <p>○ 震災時の火災予防・被害軽減のため、延焼遮断等に有効な幹線道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃えない・燃え広がらないまちづくりを推進する必要があります。</p>
<p>狭あい道路の拡幅整備</p> <p>○ 市内には幅員が4メートルに満たない道路(狭あい道路)が多数あり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障を来すおそれがあるため、狭あい道路の拡幅を行う必要があります。</p>
<p>通電火災の防止、啓発</p> <p>○ 地震後の通電火災を防止するため、避難時におけるブレーカーの遮断、再通電時における電気機器の確認等の啓発を図る必要があります。</p>
<p>装備資器材の充実等による災害対応能力の向上</p> <p>○ 様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資器材及び活動部隊を充実させるとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力の向上を図る必要があります。</p>

<p>初期消火力の向上</p> <p>○ 住民・地域・事業所等への防火・防災に関する訓練指導を実施し、防災力の向上を図るとともに、事業所や自治会町内会がより積極的に訓練を実施するよう、地域への働きかけを進める必要があります。</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災延焼の拡大防止対策)</p> <p>○ 大規模火災の延焼拡大を迅速に阻止するため、緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止又は抑制する体制を構築する必要があります。</p>
<p>出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化)</p> <p>○ 消防機関は、震災時における大規模火災への対応力強化のための体制、消防水利の整備を推進する必要があります。また、都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、国、都、市等が連携して、受入態勢を充実・強化する必要があります。</p>

<p>1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-3)】</p>
<p>避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、7-1)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保</p> <p>○ 浸水想定区域等に所在する事業所に対して、水防法に基づく避難確保・浸水防止計画の作成、従業員への計画周知等を求めていく必要があります。</p>
<p>指定管理施設「特別養護老人ホームよつや苑」の浸水対策・避難確保</p> <p>○ 必要に応じ、避難訓練や「多摩川の洪水時における避難確保計画」の見直しを求めていく必要があります。</p>
<p>府中市水害ハザードマップの普及促進</p> <p>○ 近年頻発している、想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域や避難に関する情報を記載した府中市水害ハザードマップを普及・促進する必要があります。</p>

<p>タイムラインの作成・充実・改善</p> <p>○ 市では多摩川の氾濫が想定されており、多摩川流域を対象に、台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）を作成し、作成後も適宜見直しを図っていく必要があります。</p>
<p>逃げ遅れ防止対策</p> <p>○ 逃げ遅れ防止、要配慮者の避難確保のため、防災リーダーの確保や支援体制の構築を図る必要があります。</p>
<p>避難に役立つ情報の充実</p> <p>○ 河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報の発信、浸水予想区域図の作成、公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る必要があります。</p>
<p>広域的避難の枠組み整備</p> <p>○ 多摩川は浸水想定区域が広範であり、長期間にわたり^{たん}湛水するおそれがあります。市単独では避難先の収容能力が十分でないため、都や他の市区町村、鉄道事業者等の関係機関と連携・協力しながら、広域避難の検討を進める必要があります。</p>
<p>河川堤防等の整備の推進</p> <p>○ 多摩川の大地震に対する安全性等の向上を図るため、地盤改良等の既設堤防の耐震対策や緩傾斜型堤防の整備を推進する必要があります。</p>
<p>自然との共生及び環境との調和</p> <p>○ 河川整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要があります。</p>
<p>防災気象情報の提供</p> <p>○ 関係機関や住民がより適時に的確な防災行動・対策がとれるよう、防災気象情報を確実に提供していく必要があります。</p>

<p>1-4) 火山噴火により脆弱性が高まる事態、土砂災害等による死傷者の発生</p>
<p>避難路の通行確保対策 【再掲⇒1-1)、7-1)】</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-3)】</p>
<p>避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、7-1)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>

<p>防災気象情報の提供 【再掲⇒1-3)、2-2)】</p>
<p>富士山の噴火による降灰への対策</p> <p>○ 府中市は、富士山火口からの距離があるため、溶岩流や火砕流等による被害を受ける可能性は低いものの、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。都市においては、少量の火山灰であっても、交通障害や健康被害など社会的影響が大きいことから、国や都の検討状況を踏まえて対策を検討する必要があります。</p>
<p>地滑りや土石流等、土砂災害対策</p> <p>○ 土砂災害特別警戒区域内における建築に当たっては、建築物の構造など適切に設計をする必要があります。</p> <p>また、市が所有する公園緑地、学校、道路等の崖地について、整備を進めていく必要があります。</p>
<p>土砂災害等における道路寸断対策</p> <p>○ 土砂災害等により、道路が寸断され、迅速な避難等ができなくなる可能性があります。線形改良や代替路の確保など、防災性の向上を図る道路整備を推進する必要があります。</p>
<p>道路斜面等の安全対策の推進(維持管理体制の確保)</p> <p>○ 道路斜面や盛土等の要対策箇所について、安全確保を着実にを行うため、計画的な維持管理を図る必要があります。</p>
<p>道路斜面等の安全対策の推進(緊急性の高い箇所の安全対策)</p> <p>○ 道路斜面において、崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を行い、緊急性の高い箇所から順次安全対策を推進する必要があります。</p>
<p>土砂災害対策の充実・強化(警戒避難体制の構築)</p> <p>○ 土砂災害(特別)警戒区域内において、大雨時や地震災害発生後に住民が適切な避難行動を行わず、人的被害が発生するおそれがあるため、警戒避難体制を構築する必要があります。</p>
<p>観測・監視の強化や予測精度の向上等</p> <p>○ 大雨や地震災害発生後の急傾斜地の異常を見落とすことにより、住民への避難指示が遅れるなどして人的被害につながるため、監視体制を強化する必要があります。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する

<p>2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p>学校施設の老朽化対策・維持管理 【再掲⇒1-1)、2-7)】</p>
<p>ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】</p>
<p>公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-3)】</p>
<p>住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】</p>
<p>道路機能の維持管理</p> <p>○ 道路機能を適切に維持するため、舗装、橋りょう（ペDESTリアンデッキを含む。）、街路樹等の道路付属物の予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど、維持管理の高度化を行う必要があります。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等)</p> <p>○ 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋りょうの補修・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要があります。</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(避難路等)</p> <p>○ 災害時に重要な避難路となる道路は、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなるおそれがあることから、現道拡幅や線形改良、代替路の確保などの道路整備を着実に推進し、防災性の向上を図る必要があります。</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築</p> <p>○ 災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援・緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要があります。</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進</p> <p>○ 災害時においては、必要な資器材等の確保に時間を要するなど、応急・復旧対策の迅速化が課題となることから、幹線道路における陸橋等の高架下を活用して、資器材置場の整備を推進する必要があります。</p>

<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消)</p> <p>○ 未整備のために途中で途切れている区間であるミッシングリンクや、幅員が十分でない緊急輸送道路など、災害時に救助・救援活動が遅れる等の懸念があることから、道路ネットワークの形成を進める必要があります。</p>
<p>連続立体交差事業の推進</p> <p>○ 踏切が閉まることで、緊急・救急活動の妨げとなることから、道路と交差する鉄道を一定区間連続して高架化する連続立体交差事業を推進する必要があります。</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策)</p> <p>○ 停電や冠水、沿線・沿道の建物崩壊などによって、信号機の作動に支障が生じるおそれがあります。そのため、特に交通量の多い幹線道路から優先順位を付けた上で、信号機用非常用電源設備を整備していくことが求められます。さらに、信号機の信号柱内に信号制御機を密閉する制御機内蔵型信号柱の整備を検討する必要があります。</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供)</p> <p>○ 信号機の全面停止等により、重大な交通事故や交通渋滞を発生させて、避難に支障が出るおそれがあります。そのため、道路情報など有用な情報提供が可能となる具体的な仕組みの構築及び自動車走行情報などの先進的な I T S 技術の活用を図っていく必要があります。</p>
<p>協定事業者との連携の強化</p> <p>○ 発災直後は、被災地方自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間の物資供給能力が低下することから、協定事業者と連携し、必要な物資を迅速に調達する必要があります。</p>
<p>多様な輸送手段の活用</p> <p>○ 交通インフラの被害や沿道・沿線の建築物の倒壊による交通遮断により、緊急輸送や物流が長期的に滞る可能性があるため、多様な交通手段の活用を検討する必要があります。</p>
<p>災害時の物資輸送体制の整備</p> <p>○ 全国から輸送される膨大な量の支援物資を必要な場所・被災者に滞りなく届けるため、物資輸送体制を整備する必要があります。</p>
<p>迅速な応急給水体制の構築</p> <p>○ 給水支援を迅速に行うため、断水の範囲や被害規模を早期に把握する必要があります。</p>
<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化</p> <p>○ 大規模地震や多摩川の氾濫により交通インフラが寸断するおそれがあるため、多様な輸送手段と連携し、ネットワークを強化する必要があります。</p>

<p>的確な情報による物資供給ルートの確保等</p> <p>○ 大規模災害による交通インフラ等の被害や復旧見込み等の情報が被災地外へ配信されないことにより、支援物資の供給が滞るおそれがあるため、必要な情報の収集・伝達体制を確立する必要があります。</p>
<p>ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化</p> <p>○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要があります。</p>
<p>再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大</p> <p>○ 太陽光発電などの再生可能エネルギー及び高効率なコージェネレーションシステムや家庭用蓄電池などの自立分散型エネルギーについて、国や都などの関係機関と連携を図りながら導入を拡大していく必要があります。</p>
<p>自助・共助・公助による備蓄物資の確保</p> <p>○ 府中市の防災備蓄量は、震災による火災や家屋の倒壊等により自宅が滅失した住民を3日間支援することを想定しており、必要な物資が必要な被災者に十分行き届かなくなる可能性があることから、備蓄物資の更なる充実を図る必要があります。</p>
<p>避難所における生活必需品等の備蓄</p> <p>○ 避難所における防災倉庫の容量不足や設置場所の制限等により、避難所の開設・運営及び被災者支援に必要となる資材が十分に確保できず、被災者支援に混乱を来す可能性があるため、備蓄場所や生活必需品の更なる充実を図る必要があります。</p>
<p>応急対策用の燃料確保</p> <p>○ 震災に備えて、災害拠点病院、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じていく必要があります。</p>
<p>石油燃料等供給の確保</p> <p>○ 災害時に石油燃料等を安定的に確保するため、関係機関と協力体制を構築する必要があります。</p>
<p>無電柱化の推進</p> <p>○ 避難場所と緊急輸送道路を結ぶ路線など、防災上重要な市道においても、無電柱化を促進する必要があります。</p>
<p>災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化</p> <p>○ 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定の締結先である民間団体等と連携を更に強化する必要があります。</p>

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、7-1)】
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】
タイムラインの作成・充実・改善 【再掲⇒1-3)】
逃げ遅れ防止対策 【再掲⇒1-3)、4-3)】
避難に役立つ情報の充実 【再掲⇒1-3)】
広域的避難の枠組み整備 【再掲⇒1-3)】
河川堤防等の整備の推進 【再掲⇒1-3)、6-5)、7-4)】
防災気象情報の提供 【再掲⇒1-3)、1-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
自助・共助・公助による備蓄物資の確保 【再掲⇒2-1)、5-4)、6-2)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-7)、5-4)、6-2)】
ヘリコプターによる対策の充実 ○ 建物倒壊などによって道路が使用できなくなった場合の対応として、陸路の影響を受けないヘリコプターによる対策を充実させていく必要があります。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
ハード面及びソフト面からの様々な対策(オープンスペースの確保等)の実施 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】
公園等の防災機能強化 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】

狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-2)、7-1)】
初期消火力の向上 【再掲⇒1-2)、7-1)】
出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化) 【再掲⇒1-2)、7-1)】
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1)、6-4)】
緊急通行車両の円滑な通行 ○ 震災時に災害応急対策を迅速に展開するため、緊急自動車及び緊急通行車両が円滑に通行でき、かつ一般車両の進入を禁止又は抑制する体制を構築する必要があります。
要配慮者対策の推進 ○ 災害時に支援が必要となる高齢者や障害者などの要配慮者に対する共助の支援体制を整備する必要があります。 ○ 難病患者等人工呼吸器使用者については、災害時の停電に備え、在宅における電力を確保する必要があります。
装備・資器材等の充実強化、人材育成等の推進等 ○ 自衛隊、警察、消防などの救出救助機関の態勢・装備・資器材の充実強化を図り、災害対応力を向上させる必要があります。また、多種多様な災害に対応できる人材を育成するとともに、各機関からの迅速な受入態勢を整備する必要があります。
災害応急対策の標準化の推進と実効性の向上 ○ 災害対応に当たる機関ごとに態勢や資器材が異なることから、災害応急対策の標準化を図るとともに、情報の共有化方法を検討する必要があります。 また、個々の災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害応急対策の実効性を高めていく必要があります。
応急活動拠点の整備(視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示) ○ 府中市が被災した場合は、全国から自衛隊・警察・消防などの航空隊が派遣され、災害活動に当たります。このため、建物の屋上等に上空から視認可能な建物名称(ヘリサイン)を表示することで、他都道府県の応援航空部隊等が飛行位置の把握や、活動対象施設の特定を容易に行うことを可能にし、航空部隊の災害活動態勢及び震災時における受援体制を強化する必要があります。
応急活動拠点の整備(ハード対策、ソフト対策の充実強化) ○ 救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点や避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面、ソフト面からの様々な対策を図る必要があります。

応急活動拠点の整備(受入態勢の充実強化)

- 都外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、都各局をはじめ、国、近隣市等と連携して、受入態勢を充実強化する必要があります。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進

【再掲⇒1-1)、1-2)、5-3)、6-4)、7-1)、7-2)】

総合的な帰宅困難者対策の推進

- 大規模地震が発生し、多くの方が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等の妨げとなるおそれがあります。そのため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要があります。特に、鉄道等の交通機関の停止に伴い、多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、帰宅困難者を保護する必要があります。

事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等

- 府中市地域防災計画では、行き場のない帰宅困難者を66,153人と想定しており、全ての帰宅困難者を収容できないため、事業者が一斉帰宅を抑制するための計画作成するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図る必要があります。

災害時帰宅支援ステーション等の充実等

- 安全確保後の帰宅支援として、災害時帰宅支援ステーション等の充実を図るとともに、要配慮者のための特別搬送について、国、都、近隣自治体、交通事業者等と連携した体制づくりを行っていく必要があります。

情報通信インフラの整備

- 観光拠点や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する必要があります。

観光客に対する広報・啓発

- 災害時に備えた情報提供として、地震が発生した際の避難場所等を観光マップに掲載し、平常時から周知を図る必要があります。

観光客に対する平時における情報伝達体制の強化

- 観光客への情報発信施設において、災害情報についても速やかに発信できる体制の構築を検討する必要があります。

<p>観光客に対する災害時における情報伝達体制の強化</p> <p>○ 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導體制を整備する必要があります。</p>
<p>観光客・来訪者に対する輸送手段の確保</p> <p>○ 輸送手段の確保について具体的な検討を進める必要があります。</p>

<p>2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻ひ</p>
<p>道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、6-4)、7-1)、7-2)】</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)】</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>連続立体交差事業の推進 【再掲⇒2-1)、5-3)、6-4)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】</p>
<p>多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】</p>
<p>ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 【再掲⇒2-1)、5-2)】</p>
<p>再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大 【再掲⇒2-1)、5-2)、6-1)】</p>

応急対策用の燃料確保 【再掲⇒2-1)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
緊急通行車両の円滑な通行 【再掲⇒2-3)】
要配慮者対策の推進 【再掲⇒2-3)、4-3)】
医療施設におけるヘリコプターの緊急離発着場の確保 ○ 発災時の道路等のインフラ確保はもとより、道路等が被災しても、負傷者や医療従事者を円滑に輸送できるよう、医療施設におけるヘリコプターの緊急離発着場を確保し、医療機関と連携して運用する必要があります。さらには緊急車両、航空機等の輸送手段を有する関係機関と連携していく必要があります。
医療機関における多様な通信・情報手段の確保 ○ 災害時には、通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して、医療救護活動に関する情報連絡網を維持する必要があります。
燃料タンクの整備や緊急給油訓練等の推進 ○ 緊急医療救護所や行政施設などにおいて、自家発電装置の稼働延長に伴う燃料タンクの整備や緊急給油訓練等を推進する必要があります。
地域医療体制の整備 ○ 緊急医療救護所や避難所において、発災直後から、被災者の救護活動、避難者の健康状態の把握、感染症予防及びメンタルヘルスケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要があります。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-7)、4-2)、4-3)、7-1)】
地域医療体制の整備 【再掲⇒2-5)】
災害時の感染防止 ○ 感染症まん延時における災害対応を想定し、災害対策本部や避難所などの人が密集することが想定される防災拠点において、三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための空間の確保や運用方法を検討する必要があります。

<p>避難所開設・運営方法の確立</p> <p>○ 感染症まん延時を想定した避難所の開設・運営方法の確立、習熟を図る必要があります。</p>
<p>避難所における過密状態の防止対策の実施</p> <p>○ 感染症対策のため、避難所が過密状態になることを防ぐ必要があります。</p>
<p>避難所における衛生管理</p> <p>○ 避難所などの平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。</p>
<p>防災拠点・避難所等における感染症対策物資の備蓄</p> <p>○ 感染症まん延時には、防災拠点や避難所等での感染拡大防止に必要な物資が不足するおそれがあり、衛生用品等を備蓄しておく必要があります。</p>
<p>予防接種の実施</p> <p>○ 平時から感染症の発生やまん延を防止するための予防接種を実施しておく必要があります。</p>
<p>動物に対する適正飼養の啓発</p> <p>○ 避難所における動物の適正な飼養につながるよう、健康面やしつけを含めた日頃の動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要があります。</p>
<p>火葬体制の確保</p> <p>○ 大規模災害時に、平時に使用している火葬場の火葬機能を確保するための体制を構築しておく必要があります。</p>

<p>2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>高齢者の生活支援(高齢者自立支援住宅改修給付事業) 【再掲⇒1-1)】</p>
<p>障害者の地域生活支援(障害者等日常生活用具費等給付事業) 【再掲⇒1-1)】</p>
<p>福祉的環境の整備の推進 【再掲⇒1-1)】</p>
<p>学校施設の老朽化対策・維持管理 【再掲⇒1-1)、2-1)】</p>
<p>学校施設の防災機能強化 【再掲⇒1-1)】</p>

住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、4-2)、4-3)、7-1)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-2)、5-4)、6-2)】
避難所における衛生管理 【再掲⇒2-6)】
福祉避難所の確保 ○ 高齢者や障害者など、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる、福祉避難所を確保する必要があります。
在宅避難や縁故避難の考え方の啓発等 ○ 感染症の感染拡大防止に向けた密集回避のために、また、避難所で環境の変化などによって体調を崩さないために、避難所以外への避難も推進する必要があります。
避難所における電源対策 ○ 災害時、外国人観光客を含む来訪者の情報収集の手段として、スマートフォンの活用が目立つことから、長期間の停電が発生するような場合には住民はもちろん、来訪者のためのスマートフォンの充電対策を検討する必要があります。また、冷暖房などの生活機能維持のための対策を実施する必要があります。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による治安の悪化、社会の混乱
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
公共の安全等の秩序維持体制の整備 ○ 警察、交通安全・防犯関連団体との連携の強化を図る必要があります。
警察機能の維持(警察災害派遣隊の受入態勢の整備) ○ 警察災害派遣隊の受入れに向けて、活動拠点の確保や的確な運営に向けた検討を進める必要があります。
警察機能の維持(指揮機能の維持) ○ 警察の本部庁舎の機能が停止した場合にも、指揮機能を維持するための施設整備等を進めていく必要があります。
総合指揮所の改修や代替施設の整備 ○ 被災により警察施設の機能低下が生じるおそれに対し、総合指揮所の改修や代替施設の整備を図っていく必要があります。
交通の安全と円滑化 ○ 震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する必要があります。また、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、緊急通行車両等の事前届出を行う必要があります。

3-2) 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
燃料タンクの整備や緊急給油訓練等の推進 【再掲⇒2-5)】
防災上重要な公共建築物の耐震化 ○ 防災上重要な公共建築物の耐震化を促進する必要があります。

<p>新庁舎建設の推進</p> <p>○ 市庁舎は、府中市耐震改修促進計画において、防災上重要な公共建築物に位置付けられ、大規模災害時等に災害対策の拠点となる建物ですが、一部で耐震基準を満たしておらず、安全性が欠如していることから、早期の庁舎整備を進める必要があります。</p>
<p>行政機関のBCPの適切な運用</p> <p>○ BCPを策定し、継続的に改善する必要があります。</p>
<p>受援応援体制の構築</p> <p>○ 受援応援体制の整備に向けて、受援計画の策定、発災時に全庁の受援に関する事項を統括する受援班・受援担当の設置、運用マニュアルの整備、他自治体との災害時協定の締結、他自治体と合同で行う防災訓練等を実施する必要があります。</p>
<p>代替庁舎の確保</p> <p>○ 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、庁舎の代替となる施設の確保に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要があります。</p>
<p>災害対応の長期化に備えた職員へのストレスケア、勤務管理の整備</p> <p>○ 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障を来すことが予想されるため、長期化に備えた対応を整備する必要があります。</p>
<p>り災証明書発行システムを活用した発行訓練の実施</p> <p>○ 大規模災害発生時に、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築しています。災害時に適切に発行できるよう、職員の訓練を実施する必要があります。</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 ○ 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、重要な行政情報確保のための遠隔地バックアップなどの対策を検討するとともに、BCPにおける通信対策の見直しを図る必要があります。
防災関係機関の情報通信手段の多様化等 ○ 公立施設を始め、防災関係機関の拠点となる施設において、多様な情報通信手段や停電時の非常用電源の確保などを図る必要があります。
電気通信設備の災害対応力の強化(技術基準の見直し及び適合性の確認) ○ 国は、電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえて適宜見直しを実施することとなっており、各通信事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要があります。
電気通信設備の災害対応力の強化(設備投資) ○ 情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等をなるべく最小限に抑えるため、通信事業者は、電気通信設備を設置するビルの耐震化や自家用発電機等の配備を行っています。また、携帯電話の通信確保に備え、基地局の無停電対策や、移動・可搬型基地局の整備などを実施しています。被災者の通信の復旧に差が出ることがないように、各社が足並みをそろえて対策を推進していく必要があります。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な方に伝達できない事態
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-3)、7-1)】
情報通信インフラの整備 【再掲⇒2-4)】
情報発信手段の多様化 ○ 住民が必要とする災害情報の充実に向け、ホームページ、T w i t t e r等のSNS、災害情報共有システム(Lアラート)など、情報発信の多様化を図る必要があります。

自主防災組織の育成強化

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、更なる組織化を促進する必要があります。災害時に自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには、平常時からの活発な活動が必要なことから、今後一層の活動の活性化を促進する必要があります。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要があります。

施設のバックアップ機能の強化等

- 既に一部の放送事業者では実施されていますが、災害時の情報を住民に適切に提供できるよう、放送設備のある施設のバックアップ機能の強化、自家発電用燃料の確保等を行っていく必要があります。

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

家庭内での対策推進、消防団・自主防災組織の強化 【再掲⇒1-1)、1-2)】

住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、7-1)】

逃げ遅れ防止対策 【再掲⇒1-3)、2-2)】

要配慮者対策の推進 【再掲⇒2-3)、2-5)】

観光客に対する広報・啓発 【再掲⇒2-4)】

観光客に対する平時における情報伝達体制の強化 【再掲⇒2-4)】

観光客に対する災害時における情報伝達体制の強化 【再掲⇒2-4)】

避難所における電源対策 【再掲⇒2-7)】

情報発信手段の多様化 【再掲⇒4-2)】

公共施設の情報提供体制の強化

- 公共空間、公立施設等に無料公衆無線LANなどを整備するとともに、災害時に多言語による災害情報を提供できるよう、体制を充実・強化していく必要があります。

ITSの活用による情報提供の充実

- 運転者等に有用な道路交通に関する情報の提供を実施するため、災害時等にインターネットを通じた通行止め・渋滞・火災情報を提供する仕組みを構築し、ITS技術の活用による提供情報の充実に取り組んでいく必要があります。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)、5-4)、6-4)、7-2)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ○ 緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する必要があります。
中小企業のBCP策定促進(事業継続力の強化) ○ リスクが発生した場合でも、速やかに事業を継続するためのBCPの策定は、サプライチェーンを担う中小企業にとって非常に重要かつ喫緊の課題であることから、BCPの策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要があります。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)】
再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-1)】
石油燃料等供給の確保 【再掲⇒2-1)、6-1)】

5-3) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、6-4)、7-1)、7-2)】
道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
連続立体交差事業の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-4)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-4)、6-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】

災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】
路面の凍結防止対策 ○ 坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険箇所に凍結防止剤を散布する必要があります。

5-4) 食料等の安定供給の停滞
道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、6-4)】
協定事業者との連携の強化 【再掲⇒2-1)】
多様な輸送手段の活用 【再掲⇒2-1)、6-4)】
災害時の物資輸送体制の整備 【再掲⇒2-1)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】

的確な情報による物資供給ルートの確保等 【再掲⇒2-1)、6-4)、7-2)】
自助・共助・公助による備蓄物資の確保 【再掲⇒2-1)、2-2)、6-2)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-7)、6-2)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-3)、6-4)、7-2)】
<p>中小企業のBCPの策定促進(生活必需品の供給)</p> <p>○ 災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等の不足が発生するなどのおそれがあります。そのため、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業によるBCPの策定を進めていく必要があります。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-2)】
石油燃料等供給の確保 【再掲⇒2-1)、5-2)】

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
自助・共助・公助による備蓄物資の確保 【再掲⇒2-1)、2-2)、5-4)】
避難所における生活必需品等の備蓄 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-7)、5-4)】
給水車の配備 ○ 水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を配備する必要があります。
生活用水の確保 ○ 大規模災害等の発生により上水道が寸断された場合においても、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保する必要があります。
給水機能の維持(給水所の耐震化) ○ 給水所の耐震化に当たっては、耐震化工事期間中は配水池容量の低下を伴うことから、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、周辺状況を考慮した上で、液状化の危険度が高い地域にある施設などを優先的に、耐震化に取り組んでいく必要があります。 また、給水所の新設・拡充により、配水区域を適正な規模に分割・再編し、断水等の影響が広範囲に及ばないようにする必要があります。

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
下水道機能の維持(管きよ等における施設の耐震化及び老朽化対策) ○ 震災時にも機能を維持すべき施設を優先的に、管きよの耐震化や老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。
下水道機能の維持(ポンプ施設の耐水化) ○ 施設の電源機能、排水機能を維持するために、汚水中継ポンプ場の耐水化を進めていく必要があります。

<p>下水道機能の維持(ポンプ施設の電源確保)</p> <p>○ 大規模停電や計画停電により電力が不足した場合においても、汚水中継ポンプ場の送水機能を維持するために、非常用発電設備の適切な維持管理を図る必要があります。</p>
<p>下水道機能の維持(ソフト対策の充実)</p> <p>○ 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道業務に係るBCP策定などのソフト対策の充実を図り、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震対策を推進する必要があります。</p>

<p>6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p>多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷対策 【再掲⇒1-1)、7-2)】</p>
<p>分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、5-3)、7-1)、7-2)】</p>
<p>道路機能の維持管理 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、7-1)、7-2)】</p>
<p>迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-1)】</p>
<p>道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>連続立体交差事業の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-3)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】</p>
<p>信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(道路情報の提供) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)】</p>

多様な輸送手段の活用 【再掲⇒2-1)、5-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】
的確な情報による物資供給ルートの確保等 【再掲⇒2-1)、5-4)、7-2)】
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1)、2-3)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-3)、5-4)、7-2)】

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
河川堤防等の整備の推進 【再掲⇒1-3)、2-2)、7-4)】
防災インフラの迅速な復旧に向けた取組 ○ 大規模災害時に河川堤防などの防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援態勢の構築や地域建設業等の防災・減災の担い手確保を進める必要があります。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、5-3)、6-4)、7-2)】
避難路の通行確保対策 【再掲⇒1-1)、1-4)】
避難所・避難路サインの整備 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)】
住民の防災意識の高揚 【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-6)、2-7)、4-2)、4-3)】
出火・延焼の抑制(火災予防・被害軽減対策) 【再掲⇒1-2)】
狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-2)、2-3)】
通電火災の防止、啓発 【再掲⇒1-2)】
装備資器材の充実等による災害対応能力の向上 【再掲⇒1-2)】
初期消火力の向上 【再掲⇒1-2)、2-3)】
出火・延焼の抑制(火災延焼の拡大防止対策) 【再掲⇒1-2)】
出火・延焼の抑制(火災時の対応力強化) 【再掲⇒1-2)、2-3)】
道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-4)、7-2)】
迅速な輸送経路啓開に向けた連携体制の構築 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻ひ
建築物等の老朽化対策(空き家等) 【再掲⇒1-1)】
多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷対策 【再掲⇒1-1)、6-4)】
分倍河原駅周辺整備事業(駅、自由通路及び溜まり空間等の交通基盤の整備)の推進 【再掲⇒1-1)、1-2)、2-4)、5-3)、6-4)、7-1)】
道路等の災害対応力の強化等(緊急輸送道路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
道路等の災害対応力の強化等(避難路等) 【再掲⇒2-1)、2-5)、6-4)、7-1)】
道路啓開のための資器材置場の整備の推進 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
道路ネットワークの拡充(ミッシングリンクの解消) 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
信号機の停止の回避及び停止時の対応強化(停電対策) 【再掲⇒2-1)、2-5)、3-1)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
多様な輸送手段の連携によるネットワークの強化 【再掲⇒2-1)、2-2)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
的確な情報による物資供給ルート確保等 【再掲⇒2-1)、5-4)、6-4)】
災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化 【再掲⇒2-1)、2-5)、5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒3-1)】
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒5-1)、5-3)、5-4)、6-4)】
路面下空洞対策の推進 ○ 路面下空洞に起因する道路陥没被害を未然に防止するため、緊急輸送道路や幹線道路を中心に、路面下空洞調査を実施する必要があります。

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出
有害物質の流出対策等の促進 ○ 水害等による化学物質の流出等を防ぐため、各事業所が、都の化学物質適正管理指針に基づき対策を講じるよう、都と連携して促す必要があります。
化学物質取扱事業者に対する適正管理の啓発や周知等) ○ 化学物質等の公共用水域への流出もしくは地中への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、化学物質を取り扱う事業者においては、化学物質の適正な管理を促す必要があります。
危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 ○ 危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資器材を備蓄又は整備する必要があります。
建築物のアスベスト対策の促進 ○ 災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を講じる必要があります。

7-4) 農地等の荒廃による被害の拡大
河川堤防等の整備の推進 【再掲⇒1-3)、2-2)、6-5)】
農地の保全と農業経営支援 ○ 都市部において貴重なオープンスペースとなる農地は、火災の延焼防止等の機能など防災上重要な役割を担っているものの、年々減少してきており、農地の保全を図る必要があります。
農業用水道の保全管理 ○ 用水路の一部は道路下部に暗きよとして整備されており、暗きよ内部の現況が把握されていないため、内部の調査を進める必要があります。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備します

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
府中市災害廃棄物処理マニュアルの策定 <ul style="list-style-type: none">○ 災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地（必要面積）の選定などを推進し、府中市災害廃棄物処理マニュアルを早期に策定する必要があります。
震災廃棄物の処理体制の強化 <ul style="list-style-type: none">○ 被害想定によると、最大約61万トンのがれきが発生すると想定されており、その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築し、処理体制の強化を図る必要があります。
8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
災害・復興ボランティアの受入態勢の確立 <ul style="list-style-type: none">○ 大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする市民を把握するとともに、ボランティアの受入態勢を整える必要があります。
災害ボランティアコーディネーターの育成 <ul style="list-style-type: none">○ 災害時に災害ボランティアコーディネーターが直ちに活動できるよう、育成する必要があります。
災害時の応援体制の整備（応急復旧支援） <ul style="list-style-type: none">○ 道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならないよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の排除、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要があります。
迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築等（重機類の調達） <ul style="list-style-type: none">○ 発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、円滑な重機類の調達に向けた対策を図る必要があります。
市内の文化財及び博物館・美術館の貴重な収蔵資料の保存状況の把握と施設の災害対策等の強化推進 <ul style="list-style-type: none">○ 災害等に備え、防災・耐震対策や防火施設整備の強化を推進していく必要があります。

<p>8-3) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>住宅対策(応急仮設住宅の整備)</p> <p>○ 大規模災害時に、応急仮設住宅の全整備戸数分を自治体内で確保できるよう計画していく必要があります。</p>
<p>住宅対策(既存ストックの修繕)</p> <p>○ 大規模災害時には、劣化した市営住宅に多大な損害が発生し、入居者が在宅被災者となる可能性があることから、入居者が安心して居住できる環境を整備する必要があります。</p>
<p>震災復興マニュアルの策定等の推進</p> <p>○ 震災復興マニュアルの策定等を通じ、地域レベルの事前復興の充実に向けた重点的な取組を強化するなど、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、都や警察、消防と連携して推進していく必要があります。</p>
<p>迅速な都市復興への取組の強化</p> <p>○ 地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や、復興作業を想定した訓練の実施など、迅速な都市復興への取組を強化する必要があります。</p>
<p>地籍調査の実施</p> <p>○ 災害発生後の迅速な復旧・復興のために、地籍調査等の実施について関係機関との連携を図る必要があります。</p>

府中市国土強靱化地域計画

発行日 令和3年10月
編集・発行者 府中市行政管理部防災危機管理課
〒183-0056
東京都府中市寿町1丁目5番地 府中市中央防災センター内
電話 042(364)4111(代表)
042(335)4283(直通)
FAX 042(335)6395
H P <https://www.city.fuchu.tokyo.jp>